



デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

デジタル推進基本構想

計画期間：令和3年度～令和7年度

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	
(1) 背景	4
(2) D X推進計画・デジタル推進基本構想の位置付け	6
(3) 計画策定の目的	6
(4) 計画期間と策定・実践方針	8

第2章 神石高原町D X推進計画

1. 推進体制の構築	8
(1) 組織体制の整備	8
(2) デジタル人材の確保育成	9
(3) スケジュール	10
(4) 国・広島県の支援策の活用	10
2. 重点的な取り組み	11
(1) 自治体情報システムの標準化・共通化	12
(2) マイナンバーカードの普及	14
(3) 行政手続きのオンライン化	14
(4) A I・R P Aの利用促進	15
(5) テレワークの推進	16
(6) セキュリティ対策の徹底	16
3. 庁内デジタル化	17
(1) ハンコレス・ペーパーレスの取り組み	18
(2) オンライン申請の導入と活用	18
(3) キャッシュレス化	18
(4) 文書等のデジタル化	19
(5) 新たなシステムの構築	19

第3章 神石高原町デジタル推進基本構想

1. 地域社会のデジタル化	
(1) デジタルデバイド対策	20

ア. まちの通信環境	20
イ. 端末の普及に関する現状と課題	22
ウ. 端末でできることへの理解と機能の創出	23
エ. 地域の取り組み支援	24
オ. 地域を支える人材の確保	24
(2) 子育て・教育・文化への技術の活用	25
ア. 子育て・教育環境	25
イ. 伝統・歴史・文化の継承と発信	26
(3) デジタル技術を活用したまちの魅力発信	27
ア. 新しい技術による町の情報発信	27
イ. 移住・定住対策	28
ウ. 企業誘致	29
エ. 産業のデジタル化・DX推進支援	30
(4) デジタル技術を活用した安心・安全なくらし	33
ア. 防災・災害への対応	33
イ. 健康増進と医療や介護等の取り組み	36
ウ. 生活インフラ 環境を支える取り組み	38
エ. 消費者行政	39
オ. 個人情報の保護	39
2. 将来に向けた取り組み	41
(1) 先端技術の導入と企業との連携・財政運営	43
ア. 先端技術の導入と関連事業者や団体との連携	43
イ. デジタル化に備える財政運営等	44
(2) データ活用による効果的な地域づくり	45
オープンデータの推進とデータ活用	45

第4章 資料集

1. 計画書策定に寄せられた意見（パブリックコメント）	48
(1) パブリックコメント	48
(2) 関係機関・団体等からの意見	48
2. 計画書の公表 計画の見直しについて	49
(1) 計画書の公表について	49
(2) 計画書の見直しについて	49
3. デジタル関連用語の解説と参考資料	49
(1) 計画書に記載した用語の解説	49
(2) 参考資料	56

【第2章 関連】

ア. 総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	56
イ. 広島県行政デジタル化推進アクションプラン	56
ウ. 総務省 デジタル・ガバメント実行計画	56
エ. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	56
オ. 地方公共団体におけるオンライン利用促進指針	56

【第3章関連】

カ. 広島県DX推進コミュニティの取り組み	57
キ. 産業・地域活動向け 「びんごデジタルラボ」の取り組み	57

※計画書中の太字（赤文字・アンダーライン）の部分については、用語解説（P48～）に説明を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

今、人口減少・少子高齢時代における「**スマート自治体**」※の取り組みが必要とされています。日本の高齢者人口は令和22年頃にピークを迎え、生産年齢人口も6,000万人を割り込むことが見込まれています。本町でも図1のような総人口の推移が見込まれ、図2のような生産年齢人口の推移が推計されています。また、地域コミュニティの活力の低下や、生活環境、町民のライフスタイルの多様化等様々な問題に直面しており、地域課題や行政サービスの需要は今後も多様化し、増加することが見込まれます。町がデジタル技術の導入によりサービスの効率化を図り、時代の流れに対応した行政サービスによる地域づくりを進める必要があります。

また、本町が長期総合計画や総合戦略の中で掲げている「人と自然が輝く高原のまち」の実現に向けて、町民生活を向上していくことや、町の魅力を発信することにより地域を活性化していくためには、その手法の一つとして、デジタル技術の利用によって得られたデータを活用し、様々な情報を分析しながら、各分野において効果的な取り組みをすすめていくことも重要となります。

図1 神石高原町の人口の将来展望

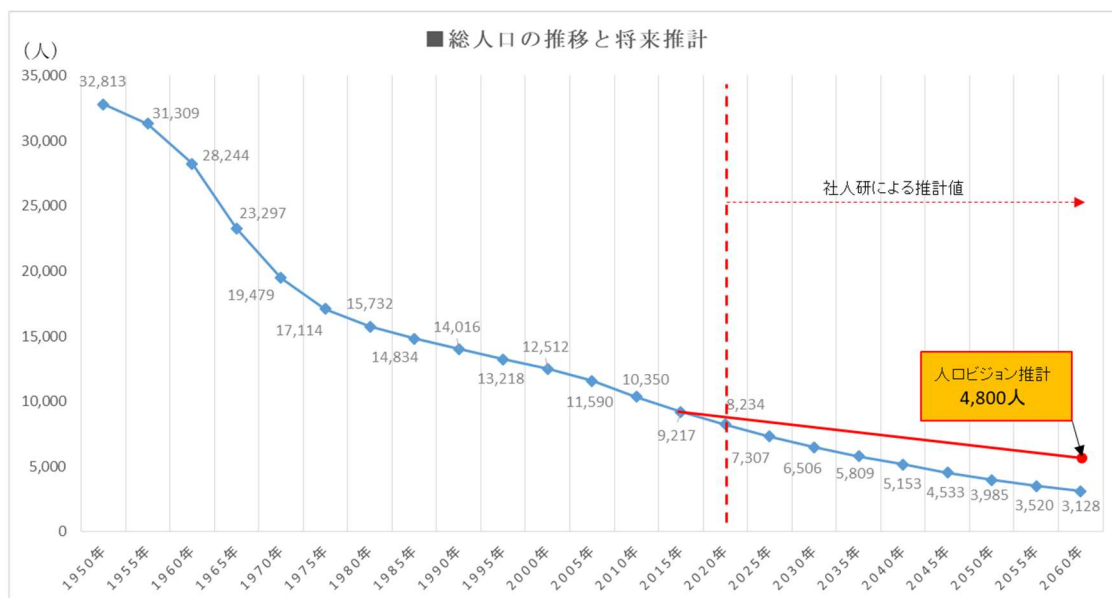
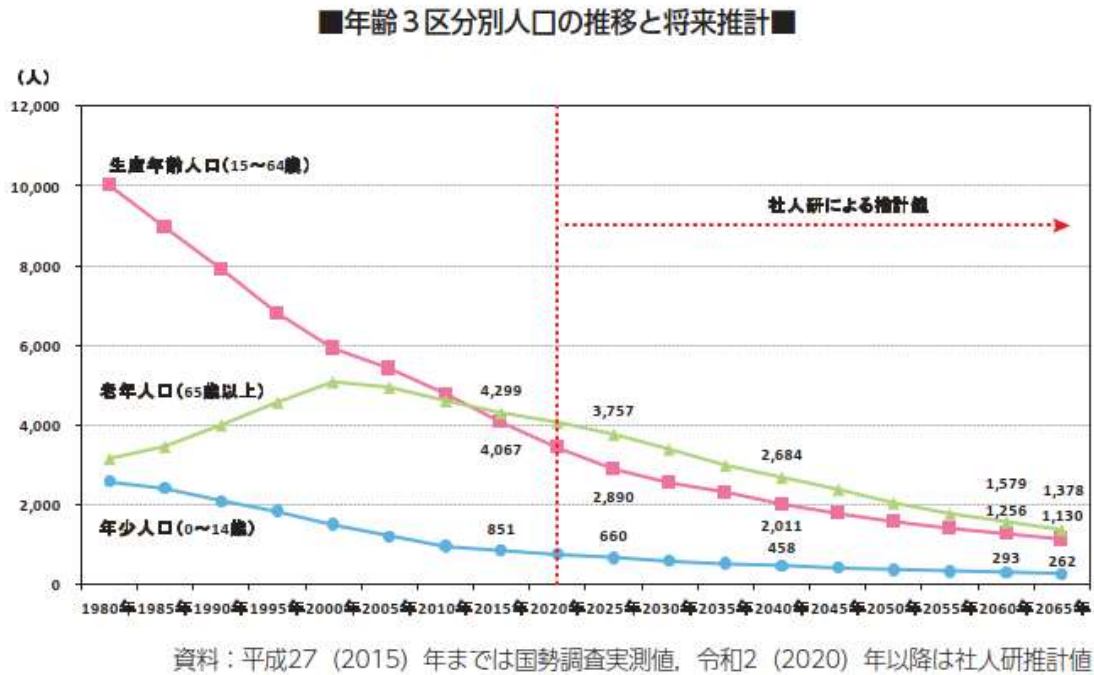


図2 年齢3区分別人口の推移と将来推計



これまで、全国的にも自治体のデジタル化に向けた取り組みは進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がその取り組みに拍車をかけました。新型コロナウイルス対応において、国と自治体間や地域・組織間で横断的なデータ活用が十分にできない等の課題が浮き彫りとなり、その反省点を踏まえて急浮上したのが「自治体デジタル・トランスフォーメーション」（DX）です。

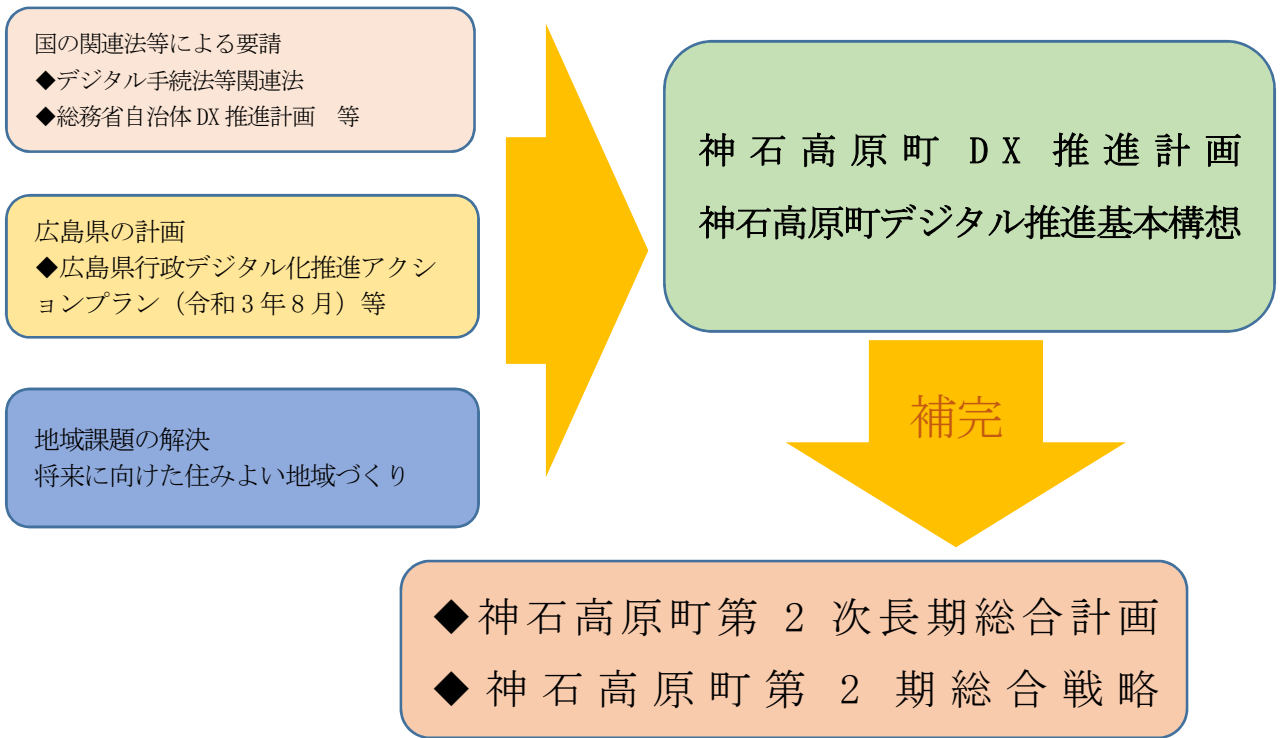
国は、令和2年12月に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定し、令和3年にはデジタル社会の実現にむけ、IT基本法の見直し等を含めた法律の整備等も行いました。また、デジタル社会の将来ビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとし、その実行に向けて令和3年9月にデジタル庁を新設しました。

このような取り組みの基本的な考え方となるのが「デジタル化を手段として改革を進めること」（DX：デジタル・トランスフォーメーション）です。これは、単に新技術を導入するということではなく、それに合わせて制度や政策、組織のあり方を改革していくことです。

DXとは、「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政、地域社会にそれを構築する取り組みのプロセス」です。全てが短期間で実現できるものではありませんが、長期的な展望を持ちつつ、着実に歩みを進めていくことが大切です。本町では、こうした社会の動きや変化にも対応し、町の未来に向けて必要と考えられる取り組みを計画的に達成するため、「神石高原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」並びに「神石高原町デジタル推進基本構想」を策定します。

(2) DX推進計画・デジタル推進基本構想の位置付け

本計画は、神石高原町が平成29年3月に策定した「第2次長期総合計画（平成29～36年度）」及び2022年3月に策定した「神石高原町第2期総合戦略・人口ビジョン（改定）令和2～6年度」の実現に向けて、新技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）が担う分野について、計画を補完するものとして策定します。また、「デジタル手続法」（令和元年5月）等の関連法、及び「総務省自治体DX推進計画」（令和2年12月）の実践、並びに「広島県行政デジタル化推進アクションプラン」（令和3年8月）等の計画の実践に向けた内容として策定します。



(3) 計画策定の目的

持続可能なまちづくりを進めていくうえで、デジタル技術を活用することによって生活の利便性が向上することはもとより、得られた情報を分析、共有することによって働き方や仕組みを組み替えたり、地域の魅力を発信したりすることによって、行政サービスのみでなく地域社会全体が新しい価値を創造していくことを目指します。

第2章の「神石高原町DX推進計画」では、国の定める「自治体DX推進計画」を重視しながら、本町の推進体制の構築や、自治体情報システムの標準化・共通化等、6つの重点的な取り組みを実行することにより、特に「町民の利便性の向上」に重点を置き、行政機能や行政サービスの向上に努めます。また、町が独自で庁舎内のデジタル化を進める目的として、「電子決裁の導入」「ペーパーレス化」「ワンストップサービス」「はんこレス」「会議のデジタル化」を実践し、効率化された時間や労力を多様化する行政サービスに充てることにより、住みやすい町づくりの実現を図ります。

第3章では、行政機能に限らず、生活環境の向上や地域の活性化に向けた魅力の発信、安心・安全なくらしの実現に向けた「地域社会のデジタル化」について、「デジタル推進基本構想」としてまとめます。

本計画の施策体系を次の図のとおりとし、「人と自然が輝く高原のまち」の実現に向け取り組みます。

図 施策体系

目 標	施 策		
人と自然が輝く高原 のまちの実現	第 1 章 計画の策定にあたって	1. 計画策定の背景と目的 (1) 背景 (2) DX推進計画・デジタル推進基本構想の位置付け (3) 計画策定の目的 (4) 計画期間と策定・実践方針	
	第 2 章 DX 推進 計 画	体制の整備	1. 推進体制の構築 (1) 組織体制の整備 (2) デジタル人材の確保育成 (3) スケジュール (4) 国・広島県の支援策の活用
		行政サービスの効率化	2. 重点的な取り組み (1) 自治体情報システムの標準化・共通化 (2) マイナンバーカードの普及促進 (3) 行政手続きのオンライン化 (4) AI・RPAの利用促進 (5) テレワークの推進 (6) セキュリティ対策の徹底
		デジタル役場の推進	3. 庁内デジタル化 (1) ハンコレス・ペーパーレス化 (2) オンライン申請の導入 (3) キャッシュレス化 (4) 文書等のデジタル化 (5) 新たなシステムの構築
	第 3 章 デジタル推進基本構想	生活環境の向上 地域活性化 安心安全な暮らし	1. 地域社会のデジタル化 (1) デジタルデバйд対策 ア 通信環境について イ 端末の普及の現状と課題 ウ 端末でできることへの理解と機能の創出 エ 地域の取り組み支援 オ 地域を支える人材の確保 (2) 子育て・教育・文化への技術の活用 ア 子育て・教育環境 イ 伝統・歴史・文化の継承と発信 (3) デジタル技術を活用した町の魅力発信 ア 新しい技術による町の情報発信 イ 移住・定住対策 ウ 企業誘致 エ 産業のデジタル化・DX推進支援 (4) デジタル技術を活用した安心・安全な暮らし ア 防災・災害への対応 イ 健康増進と医療や介護などの取り組み ウ 生活インフラ環境を支える取り組み エ 消費者行政 オ 個人情報の保護
		持続可能な地域づくり	2. 将来に向けた取り組み (1) 先端技術の導入と企業との連携・財政運営 ア 先端技術の導入と企業・団体との連携 イ デジタル化に備える財政運営 (2) データ活用による効果的な地域づくり オープンデータの推進とデータ活用
第 4 章 資料集	資料集		

(4) 計画期間と策定・実践方針

◆計画期間

計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

◆策定・実践方針

計画期間については、総務省自治体DX計画の計画期間である令和7年度末を目標として策定します。計画期間中においても、社会情勢や国の動向、地域ニーズの変化等により必要に応じて適宜見直しをおこないながら実践します。

第2章 神石高原町DX推進計画

1 推進体制の構築について

(1) 組織体制の整備

国の示す「[デジタル・ガバメント実行計画](#)」（令和2年12月25日）に基づきながら、本町の推進体制をつぎのとおり定めます。会議名称を「神石高原町DX推進会議」とし、町の経営戦略会議構成員により組織します。

【町長】 DXの推進にあたっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組みます。

【副町長（CIO）】 首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）を中心とする全庁的なDX推進体制を整備します。CIOは、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう取り組みます。

【未来創造課長及び外部人材（CIO補佐）】 CIOを補佐します。補佐する体制を強化するため、必要に応じ、CIO補佐官等の外部人材の任用等に取り組みます。

【未来創造課（デジタル推進室）】 情報政策担当部門として、財政担当部門とともに団体の保有する情報資産や情報関係予算を一元的に把握し、重複投資の排除や情報システムの全体最適化に役立てます。また、自治体DX推進計画の策定等について取りまとめる役割を担います。また、マネジメントを専門的知見から補佐する政策官については、外部専門人材の活用を積極的に検討します。

【総務課】 行政改革・法令・人事・財政担当部門は、自治体DXの必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、DXを推進していく役割を果たします。

【業務担当部門】（庁舎全課、議会事務局、各支所）自治体のデジタル化は、業務改革の契機であることを踏まえ、今後5年間のDXの取り組みを通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性（計画・立案・運用・改善等）を持ってDXを推進します。

また、情報セキュリティ対策を確実に実施するため、現行の情報セキュリティポリシー組織体制により情報セキュリティ対策に取り組みます。

神石高原町 情報セキュリティポリシー組織体制（現行）

- ◆最高情報統括責任者（CIO 兼 CISO） 副町長
- ◆最高情報セキュリティアドバイザー 必要に応じ任命
- ◆セキュリティ統括管理者（CIO 補佐官） 未来創造課長
- ◆セキュリティ管理者 総務課長，政策企画課長，住民課長，子育て応援課長，保健福祉課長，環境衛生課長，産業課長，建設課長，会計管理者（会計課長），議会事務局長，教育課長，油木支所長，神石支所長，豊松支所長
- ◆セキュリティ担当者 セキュリティ管理者により指名
- ◆情報セキュリティ委員会 委員長 最高情報統括責任者
副委員長 セキュリティ統括管理者
委員 セキュリティ管理者
事務局 未来創造課

【実施年度：令和3年度～ 担当：全体】

(2) デジタル人材の確保育成

先の推進体制に定めるとおり、DX推進にあたっては、CIOのマネジメントを専門的に補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となることから、**ICT**等の知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要とされています。総務省が地方公共団体のデジタル技術の活用等を支援するために設けている「地域情報化アドバイザー」派遣制度等の国の支援策の活用も視野に取り組みます。また、外部専門人材の活用を行う際は、他の団体との業務連携等を前提とした任用も検討します。

さらに、自治体としての情報化担当職員の確保・育成も課題となっています。地方公共団体のデジタル・ガバメントを推進するためには、それを支えるセキュリティ・IT人材の確保・育成が重要です。そのため、情報化担当職員に対する研修等を通じて、内部人材の育成を進めることが重要な取り組みです。地方公共団体職員向け研修会への参加や実践的なサイバー防御に関する研修会への参加をおこないます。

本町においては、現在、専門職員の採用をおこなっていないことから、情報化担当職員の確保・育成については、当面、先端技術や情報管理に必要な研修を重ね、担当者のスキルアップをおこなうこととして取り組みます。また、総務省がおこなう「**地域活性化起業人**」等の国の支援策を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の専門人材を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上につなげる取り組み等を実施します。また、民間企業への職員の派遣研修をおこない、先進的なデジタル環境の整備された民間企業にける実務経験を通じて、地方創生をはじめ、財務、地域再生等について効率的な業務遂行能力を高める取り組みをおこないます。

【実施年度：令和3年度～ 担当：総務課・未来創造課】

(3) スケジュール

国において、[自治体の行政手続きのオンライン化](#)についての目標時期が令和4年度とされていることや、[情報システムの標準化・共通化](#)についての目標時期が令和7年度とされていること等、本計画に示す取り組みを一定の期間の中で実現するため、早期に全庁的・横断的な推進体制を整え、導入に向け計画的な取り組みを行うことが求められます。

また、情報化システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化等による手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、単なるシステムの導入にとどまらず、業務プロセスの見直しや関連業務も含めた働き方の最適化に取り組むことが必要となるため、全庁的な推進体制のもとで、職員研修などを実施し、導入に向けた体制作りに取り組むことが必要となります。

【実施年度：令和3年度～ 担当：全体】

(4) 国・広島県の支援策の活用

国は、国内の各自治体が一体となってDXを進めるうえで、重点的な取り組みとなる項目について、令和3年度に自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化・行政手続きのオンライン化に取り組むための標準的な手順を提示しています。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」に盛り込まれた情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化等の自治体におけるDXの取り組みを効果的に実行していくためには、国が主導的な役割を果たしつつ、各自治体全体が、足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。国においては、自治体のDX推進の実行に向けた補助制度の創設等の財政支援策が順次予算化されており、本町がDXを進める上での財源として補助制度の活用をおこないます。

また、DXの着実な取り組みのためには広島県による市区町村の人材ニーズの把握・調整等を通じ、複数の市区町村での兼務等の手法について考えます。さらに[AI・RPA](#)等のデジタル技術の導入に当たっては、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減等の観点から、共同での導入・利用の推進が有効であるため、広島県や広域・圏域での行政が実施する事業との連携も視野に入れた取り組みが必要となります。広島県においては、令和3年8月に「広島県行政デジタル化推進アクションプラン」等の計画が策定されているほか、[備後圏域の市町によるデジタル関連事業](#)も進めています。

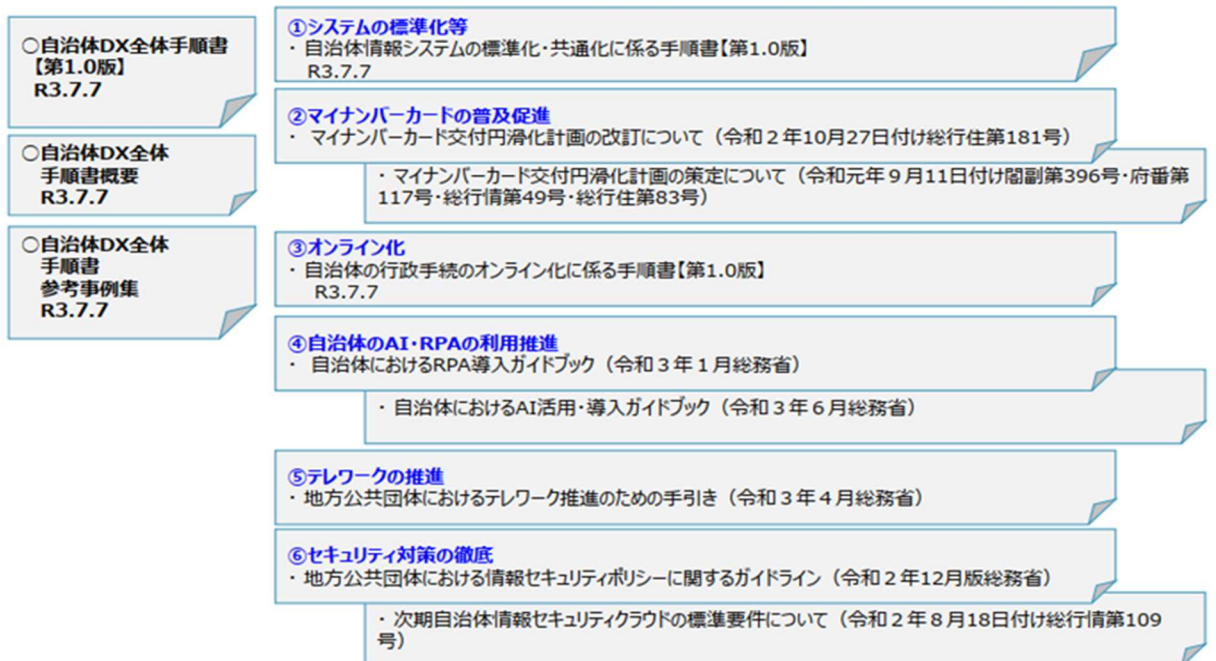
【実施年度：令和3年度～ 担当：全体】



2 重点的な取り組み

国の示す「自治体DX推進計画」の6つの重点的な取り組みは、次のとおりです。

6つの重点取組事項の関連ガイドライン



(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システム標準化法の概要

(2) 地方公共団体情報システム標準化法の概要

多くの行政サービスを支える地方自治体の情報システムの統一・標準化を進めることで、地方自治体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにする。

①情報システムの標準化の対象範囲(1章)

・各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就労、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

②国による基本方針の作成(2章)

・政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
・内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③情報システムの基準の策定(3章:6条・7条)

・所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準(省令)を策定
・内閣総理大臣および総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)を策定
・策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④基準に適合した情報システムの利用(3章:8条)

・地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
・①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤その他の措置(補足)

・地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
・国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥施行期日

・令和3年9月1日

国内の少子高齢化の状況を踏まえ、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を令和2年12月25日に閣議決定し、自治体における情報システム等の共同利用、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組むこととしました。

本町においては、令和7年度までに標準化・共通化を実施するため、令和3年度から導入準備を進めます。また、導入にあっては、システム事業者や、県内自治体を中心とする他市町との情報交換、意見交換による効率化を進め、併せて職員の研修等により円滑な導入と移行に努め、標準化・共通化により可能となる住民サービスの向上に努めます。

自治体情報システムの標準化・共通化

【これまでの取組・現状】

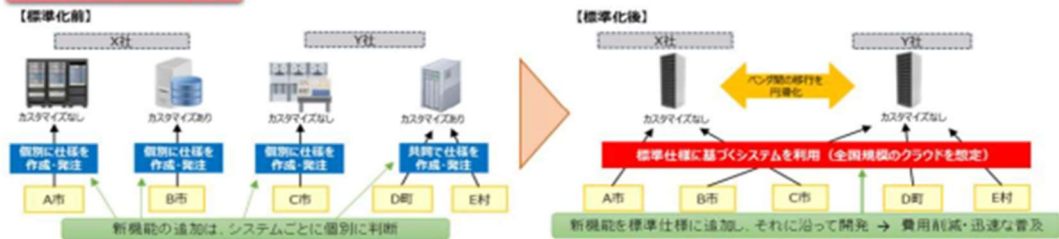
- 自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われていることにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい
 といった課題。

- このような状況を踏まえ、自治体に対して標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。（令和3年法律第40号）

【目標・成果イメージ】

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるよう、標準仕様の作成や必要な工程等をまとめた手順書の公表をはじめ、標準化基準への適合性確認方法の検討や自治体における進捗状況の把握・助言などを行う。

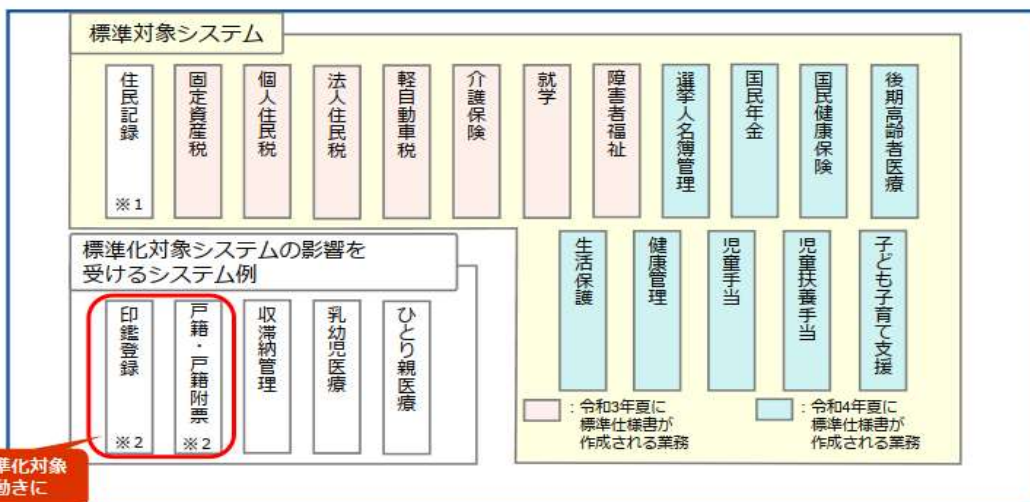
情報システムの標準化イメージ



自治体の情報システムの標準化対象業務とは？

標準化対象17業務

各情報システム標準化対象業務



また、現在想定される移行経費に対する財政支援措置としては、地方公共団体情報システム機構から交付される「デジタル基盤改革支援補助金」等の活用を見込んでいます。

【実施年度：令和3～7年度 担当：全体 未来創造課】

(2) マイナンバーカードの普及

地方行政のデジタル化を加速化させるためには、特にマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能の発揮が極めて重要となっています。行政のデジタル化の鍵であるマイナンバーカードは、令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。

令和3年11月末現在、本町のマイナンバーカード普及率は45%となっています。各自治体は国の「交付円滑化計画」の改訂を受けて、普及促進策や交付体制の強化が求められています。本町では、町の職員が事業所や自治会等へ出向き、申請を受ける取り組み等も実施しています。また、マイナンバーカードの利用の幅を広げることにより、マイナンバーカードによって得られるメリットが増えることが普及にもつながることから、町独自の分野においてもマイナンバーカードの機能により得られるサービスの拡大を進めます。各種の支援策を活用しながら、未取得の方への申請を奨励し、令和4年度末の本町の普及率を90%以上とすることを目標とします。



「自治体基盤クラウドシステム (BCL) の導入について」

本町では、マイナンバーカードの普及促進に必要な不可欠なものとして、令和4年度からコンビニエンスストア等における証明書等の交付（以下、「コンビニ交付」という。）のサービスを導入し利用していきます。このサービスは、市町村から連携された住民情報バックアップを保管し、サービスに活用する自治体基盤クラウドシステムを利用するものです。当面、交付できる証明書の種類は、「住民票」の写しと「印鑑証明書」の2種類です。

マイナンバーカードの普及・コンビニ交付サービスの導入【実施年度：令和3～7年度 担当：住民課】

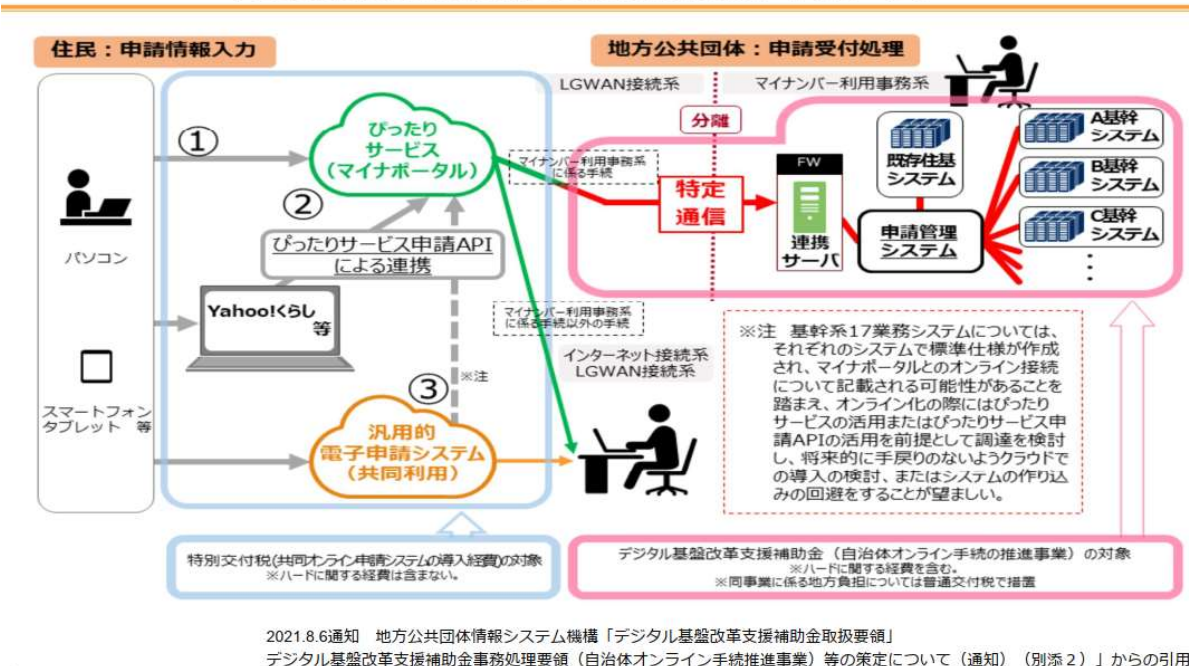
(3) 行政手続きのオンライン化

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手順」として、「処理件数が多く住民の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続き」や「住民のライフイベントに際し、多数存在する手続きをワンストップで行うために必要とされる手続き」がまとめられています。具体的には、31の手続きを対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めることとなっています。国の示す「自治体DX推進計画」では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とするとともに、それ以外の各種行政手続きについても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月4日改訂）を踏まえて、積極的にオンライン化を進めることとされています。

本町では、令和4年度末までには、利用者がマイナンバーカードを用いて申請をおこなうこととなる手続きについて、オンライン申請が利用可能となるシステムを導入します。これにより、子育て、介護関係等の手続きについて先行して利用を可能とする計画です。なお、このオンライン化の導入に係る費用については、国の補助事業「デジタル基盤改革支援補助金」（町負担分については普通交付税措置対象）を活用します。

【実施年度：令和4年度～ 担当：全体 未来創造課】

自治体行政手続のオンライン化の仕組み（イメージ）



(4) AI・RPAの利用促進

「デジタル・ガバメント実行計画」では、本格的な人口減少社会となる令和22年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要で、AIやRPA等のデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で、持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものであるとされています。

本町におけるAI・RPAの導入については、国の示すAI・RPA導入ガイドブック等を参考に、AIやRPAの導入・活用を進めます。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、業務間におけるシステムの共用や他の団体との共同調達等についても検討します。

また、国の支援策の活用として、業務効率化の効果が大きいと思われる基幹系システムと連携したAI活用サービスの導入手順や留意事項等を含む、AI導入ガイドブックやRPAを導入する際の検討の進め方や、導入対象業務の選定の方法等を盛り込んだRPA導入ガイドブックを参考としながら、AI・RPA導入に関する経費については、情報システムの標準化・共通化を行う17業務を除き、対象となるものについては、国の財政措置を財源として取り組むこととします。

令和2年度から3年度に実施した庁舎内業務量調査により業務の可視化をおこないました。この調査データを活用し、AI・RPAの効果が大きいとされる業務の洗い出しをおこなった上で、最適なツールの導入を検討し、業務量の削減効果の高いとされる業務を中心に働き方改革にも繋げていくことを目指します。

【実施年度：令和3～7年度 担当：全体 総務課】

(5) テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、「働き方改革」の切り札でもあります。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで、行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっています。

今後も、本計画に基づく本町の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化の推進過程を捉えつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体として、テレワークを推進していく必要があります。

導入にあたっては、国が提供する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を重視しながら、[J-LIS（地方公共団体情報システム機構）](#)及び[IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）](#)が共同で、自治体職員が自宅のPCから自治体庁内にあるLGWAN接続系のPCへのリモートアクセスを可能とする機能を提供し、LGWANを活用した自治体におけるテレワークの実証実験結果や、業務上・労務管理上の課題を整理し、セキュリティ対策についても徹底する必要があります。

本町においては、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする感染症予防対策等において、分散勤務等の対策を目的として、必要となる機器導入等の導入をおこなうほか、運用上のルール等を整備しながら進めます。

【実施年度：令和3年度～ 担当：全体 総務課 未来創造課】

(6) セキュリティ対策の徹底

地方公共団体においては、「自治体の三層の対策」により、内部ネットワークがインターネット接続系・LGWAN接続系・マイナンバー利用事務系の3つのセグメントに分割され、マイナンバー利用事務系については、他のセグメントと原則物理的に分離されています。

行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化等新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、「[地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)」が改定されました。本町においても、新たなガイドラインに基づき、セキュリティ対策を推進します。また、政府の情報セキュリティ対策の状況等を踏まえ、必要な抜本的見直しを行うこととします。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

1. マイナンバー利用事務系の分離の見直し

- ・ 住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持しつつ、国が認めた特定通信（例：eLTAX、びったりサービス）に限り、インターネット経由の申請等のデータの電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続のオンライン化に対応

2. LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し

- ・ 効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に業務端末・システムを配置した新たなモデル（βモデル）を提示（ただし、採用には人的セキュリティ対策の実施が条件）

3. リモートアクセスのセキュリティ

- ・ 業務で取り扱う情報の重要性に合わせて、LGWAN接続系のテレワークについての基本的な考え方、リスク及びセキュリティ要件とともに、想定されるモデルを記載

4. LGWAN接続系における庁内無線LANの利用

- ・ LGWAN接続系において庁内無線LANを利用する場合のセキュリティ要件を記載

5. 情報資産及び機器の廃棄

- ・ 神奈川県におけるHDD流出事案を踏まえ、情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法等を整理

6. クラウドサービスの利用

- ・ クラウドサービスを利用するにあたっての注意点（サービスレベルの検討の必要性、バックアップを含めた必要なサービスレベルを保証させる契約締結等）を記載

7. 研修、人材育成

- ・ 各自治体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の強化について記載

【実施年度：令和3～7年度・担当：全体 未来創造課】

3 庁内デジタル化の推進について

本町が行政手続きのオンライン化に取り組むためには、国の法令に基づくもの以外に、自治体として独自に実施する手続きを含め、業務内容や業務プロセスを抜本的に見直すことが必要となります。法律に基づく行政手続きだけでなく、条例や規則に基づく行政手続きも含めて対象とし、**バックオフィス**を含めたデジタル化や窓口業務の見直し（対面手続きにおいてできるだけ紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更等）を含めた業務改革（**BPR**）の実施を前提に「ハンコレス化」「本人確認のオンライン化」「手数料納付のオンライン化」「添付書類の省略」等を進めていくこととします。

手数料納付等のオンライン化については、**キャッシュレス決済等**の仕組みを活用し、添付書類の省略については、その必要性の精査をおこなったうえで、なお提出を求める必要がある場合には、行政機関間、窓口間の連携の仕組みを工夫するほか、**ウェブサイト**等でのオンラインによる提出等、可能な限り一連の手続きがデジタルでも完結するよう取り組みます。

押印の必要性の見直しにも取り組むほか、対面や書面の在り方を検討し、「申請自体を不要とすることはできないか」という抜本的な改善の視点も含めて検討することが必要です。また、**セキュリティポリシー**を見直すことにより、オンライン手続きの前提となる体制を整備した上で、各種手続きの種類に応じて、オンライン化の手法（システム整備等の方向性）を検討し実行します。

(1) ハンコレス・ペーパーレス化について

ハンコレス（押印の省略）を積極的に進めることにより、窓口での申請等が簡略化されます。これまで本人確認と合わせて押印を求めている各種の届出や申請等をオンライン申請等に移行するため、押印を必要としないものを増やす取り組みをおこないます。令和3年度から全業務を対象として、法律等に規定される押印を必要とされる業務以外について、ハンコレスに移行することが可能なものの洗い出しをおこない、押印を必要としない窓口への移行に取り組みます。

ハンコレスの取り組みと合わせてオンライン申請やマイナンバーカードによる各種端末を活用した新たな本人確認の手法により、押印に代わる確認方法を業務ごとに構築します。また、行政運営では、会議資料や、説明資料、通知や広報物等に大量の用紙を必要としていますが、これらをデジタル化すること、またその必要性を見直すことで、印刷、配布、説明、保存等の全ての作業が省力化され、時間やコストの削減効果も期待できます。可能な業務からペーパーレス化を進めます。

ハンコレス化、ペーパーレス化 【実施年度：令和3～7年度 担当：全体 総務課】

(2) オンライン申請の導入について

手続きのため移動の手間の軽減や時間の確保のため、オンライン申請を積極的に進めます。オンライン申請の導入にあたっては、「[地方公共団体におけるオンライン利用促進指針](#)」等にもとづき、オンライン化を推進します。オンラインで申請する手法として、「[電子申請システム](#)」を有効利用し、各種申請や申込、届出やアンケート等をおこなえるよう取り組みます。利用する際には、操作方法や記載事項等、携帯端末やパソコン等で申請方法が理解しやすいものとする 것도重要です。オンライン申請に対応できる業務体制の見直しも必要となります。

福祉ニーズ把握、アンケート等、健診申込オンライン化 【実施年度：令和3～7年度 担当：保健福祉課】

電子申請システム等によるオンライン申請の有効利用 【実施年度：令和4～7年度 担当：全体】

団体・自治振興会補助事業等の交付申請・実績報告等の電子化 【実施年度：令和4～7年度 担当：未来創造課】

(3) キャッシュレス化について

キャッシュレス化により、現金取り扱いの手間を省くことで、支払いに係る時間や、移動等の時間が短縮される等、生活が便利になります。また、公共料金等においては、入金に関する事務手続きが効率化される等のメリットがあります。様々な公共サービスでオンライン申請等が本格化していくと、必要となる手数料や料金がキャッシュレスで決済できる仕組みの需要も高まります。現在、金融機関や庁舎窓口等での支払いとなっている公共料金や手数料について、キャッシュレス決済の可能なものから導入を進めます。

公金収納業務のアウトソーシング検討・窓口における現金収納の業務改善 【実施年度 令和3～7年度 担当：会計課】

収納・支払伝票等のペーパーレス化 電子決済導入の検討 【実施年度：令和3～7年度 担当：総務課 会計課】

各種料金支払（上下水道料金・し尿処理・廃棄物処理・犬関連） 【実施年度：令和4～7年度 担当：環境衛生課】

住宅使用料等の支払 【実施年度 令和4年度～ 担当：建設課】

公共料金・手数料等のキャッシュレス化 【実施年度：令和5年度～ 担当：全体 政策企画課】

施設の使用料のキャッシュレス化 【実施年度：令和5年度～ 担当：教育課】

(4) 文書等のデジタル化について

紙媒体で記録された書類のデジタル化をおこなうことで、文書等の管理を飛躍的に効率化できます。デジタル化された公文書等の保存、音声記録による議事録作成システムによる記録の作成や保存等を導入し、活用します。また、契約書類の作成を必要としない電子契約の導入による事務の効率化等をおこないます。

戸籍業務デジタル化【実施年度：令和4年度 担当：住民課】

音声会議録システム本格導入【実施年度：令和4年度 担当：全体 総務課】

電子契約の導入【実施年度：令和4～6年度 担当：総務課】

(5) 新たなシステムの構築について

訪問先や現場での端末による説明や確認、事業の進捗管理や効果検証のデジタル化等、業務改善の効果が高いとされる新たなシステムの導入をおこない、より正確で効率的に業務を進めます。

森林管理システム導入【実施年度：令和3年度 担当：産業課】

農地管理システム導入【実施年度：令和4年度 担当：産業課】

行政窓口の改善【実施年度：令和4～7年度 担当：全体 住民課】

予防接種・健康カルテ有効利用【実施年度：令和4～6年度 担当：子育て応援課】

各種支援金・給付金・祝い金等支給方法の検討【実施年度：令和4～7年度 担当：全体】

行政窓口総合支援システムの導入（各種ワクチン接種、配食サービス等）【実施年度：4～7年度 担当：保健福祉課】

税収納業務デジタル化（預貯金）【実施年度：令和5年度 担当：住民課】

職員研修等へのオンライン研修の導入【実施年度：令和5年度 担当：総務課】

畜犬登録システム導入【実施年度：令和5～7年度 担当：環境衛生課】

公文書管理デジタル化導入検討【実施年度：令和5～7年度 担当：全体】

学校教育施設等の予約システム導入【実施年度：令和5～7年度 担当：教育課】

社会教育・社会体育施設予約システム導入【実施年度：令和5～7年度 担当：未来創造課】

行政窓口総合支援システムの導入（国指定以外のオンライン）【実施年度：令和6年度～ 担当：住民課】

各種施策等の効果検証システム【実施年度：令和7年度 担当：政策企画課】

業務管理システム【実施年度：令和7年度 担当：建設課】

訪問用端末導入【実施年度：令和7年度 担当：保健福祉課 子育て応援課】



第3章 神石高原町デジタル推進基本構想

1 地域社会のデジタル化

ここでは、地域社会のデジタル化にむけた取り組みについて記述します。

地域課題を解決するため、デジタル技術を活用することにより、誰も取り残さない形で、全ての国民がデジタル化の恩恵を感じることができる環境の整備に取り組むことが必要とされています。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できる端末等の導入や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化等、利用者目線で、かつ、利用者に優しいサービスを実現することが大切です。

また、技術の進展により、個々がコンピューターを使いこなす能力を身につけていなくても、テレビ電話での相談や、音声認識による対話形式での入力等によりデジタルデバイドが解消できる可能性もあります。このような「デジタルサポート」という発想への転換を図っていくことも重要です。

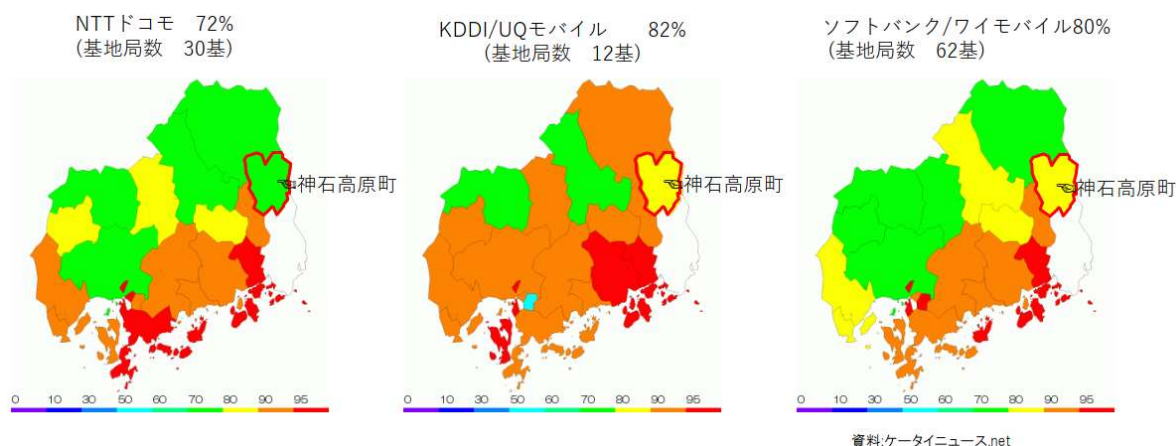
(1) デジタルデバイド（情報格差）対策

インターネットやPC等のICT（情報通信技術）を活用できる人とできない人の間に生まれる格差のことをデジタルデバイドといいます。デジタルデバイドは、都市部と地方部等の地域格差から生まれるものや、集団や個人等の環境、年齢、利用する動機等により生じるといわれています。

ここでは、主に地域の通信環境の確保、利用価値の向上等町民の利用の動機となる取り組みについて記載します。

ア まちの通信環境

◆神石高原町内の携帯電話3大キャリアカバー率（2021年度）



◆CATV 安定運営と将来的な利活用の可能性

本町では、地域情報通信基盤整備事業により光ファイバーケーブルを敷設し、テレビ、インターネット、IP 電話等のサービスを提供しており、町内全域で利用が可能です。この CATV（ケーブルテレビ）の加入率は概ね 100%となっています。世帯数の減少等により利用件数は減少傾向ですが、インターネット契約の件数は増加傾向であり、今後も増加が続くと予測しています。

利用件数の推移

	2012年度 【H24年度】	2013年度 【H25年度】	2014年度 【H26年度】	2015年度 【H27年度】	2016年度 【H28年度】	2017年度 【H29年度】	2018年度 【H30年度】	2019年度 【R元年度】	2020年度 【R2年度】	(件)
ケーブルテレビの利用件数	4,191	4,134	4,095	4,072	4,055	4,029	3,997	3,995	3,990	↓
ケーブルインターネットの利用件数	806	835	860	928	1,018	1,067	1,120	1,198	1,312	↑

町内の各家庭まで光ファイバーが備えられているため、各家庭と運営事業者との契約によりインターネットを利用することができます。この光ファイバー網を利用する家庭では、家庭内 Wi-Fi を整備することで、通信事業者が提供する電波が弱い地域においても、インターネット等の通信環境を確保することができます。

近年、全国的に地域の光ケーブルを活用し、通信機能の拡充や発展的な利用等の取り組みをおこなう地域もあります。本町の CATV はサービス開始から 10 年以上が経過しています。令和 2 年度には近年の通信量の増加にもなう通信機能の強化もおこなっています。地域において将来にわたり安定的な通信環境を確保するため、運営事業者との連携のもと、光ファイバー網を維持・保守し運営します。

光ケーブル網の保守、機器等の更新【令和 4～7 年度・担当：未来創造課】

◆Wi-Fi 環境の整備

新庁舎や町内の観光・宿泊施設等テレワークやワーケーションが可能な公共施設で、無料で通信が可能な Wi-Fi 環境を整備し、来場される方が無料で通信していただけるゾーンを整備しています。町民の方をはじめ利用者の方が自由に使うことができます。



【実施年度：令和 2 年度～ 担当：総務課 政策企画課 未来創造課】

イ 端末の普及に関する現状と課題

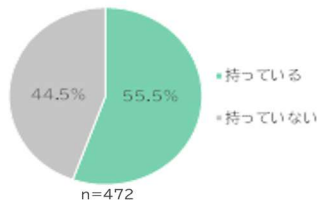
◆高齢者のスマートフォン保有と活用の現状

本町では、令和3年6月に「高齢者のスマートフォン等の利用に関するアンケート調査」の結果を取りまとめました。高齢者のスマートフォンの保有状況は次の図のとおりとなっています。

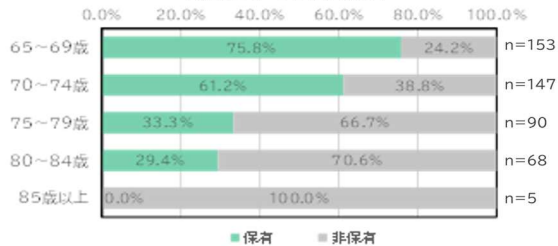
■ スマートフォン:保有状況

- ・スマートフォンを保有している人は55.5%で、半数以上の方が保有している。
- ・年齢別スマートフォン保有率は、65～69歳が75.8%と最も高く、年齢階層が上がると共に保有率も減少する傾向がある。
- ・スマートフォンを保有している高齢者の約80%が65～74歳までの前期高齢者である。

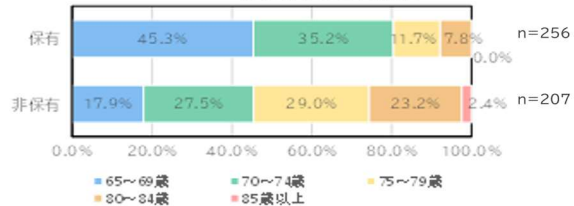
問. スマートフォンをお持ちですか？



年齢別スマートフォン保有率



スマートフォン保有・非保有別年齢割合

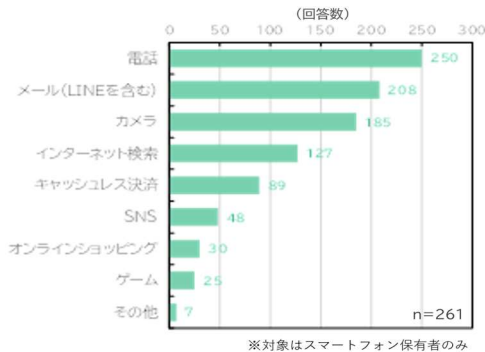


活用状況や持たない理由については次の図のとおりとなっています。

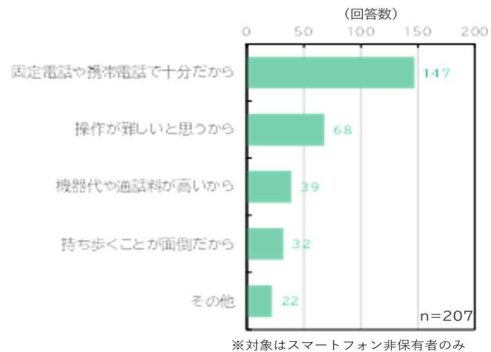
■ スマートフォン:活用状況・持たない理由

- ・スマートフォンは活用状況は、「電話」、「メール」、「カメラ」など基本的な機能を使う人が多く、比較的使用が難しいアプリになると利用する人が減少する傾向にある。
- ・スマートフォンを持たない理由は、「固定電話や携帯電話(いわゆるガラケー)で十分だから」が最も多い。

問. スマートフォンはどのようなことに利用していますか？
(複数選択可)



問. スマートフォンを持っていない方にお聞きします。
スマートフォンを持っていない理由は何ですか？
(複数選択可)



高齢者のスマートフォンの保有状況や活用状況の結果から、保有率が 55.5%にとどまること及び機能が十分に活用されていないことが分かります。

◆課題

スマートフォンの保有状況から見た課題や、所有している方も通話機能が利用目的の第1位となっており、使い方に関する課題も見えます。デジタル関連法等に基づく新しいサービスの利用や、携帯端末による様々な民間サービスが増加していく中で、地域の課題を解決する手段の一つとして、「スマートフォン等の端末で可能となるサービスの増加（利便性）に対応できる環境」や「各種サービスの存在や使い方を知る機会の確保」等が課題となります。また、「利便さを感じる事が一番の利用の動機」となるため、通信環境を整えることのみでなく、「利便さを感じられる機能やサービス」を知ってもらい、使える環境を整えることによるデジタルデバインド対策も必要です。

ウ 端末でできることへの理解と機能の創出

◆申請手続きのオンライン化

これまで、各機関に足を運んで頂くとともに、紙による申請書の作成が必要であった下記諸手続きについて、パソコンやスマートフォンのアプリを通して、簡便に申請・処理・支払をすることが出来るようになります。町がオンライン化を進めることにより、従来の方法に加えて、できることが増えていきます。

税申告書類の作成・提出（e-TAXの普及）【実施年度：令和3～7年度 担当：住民課】

放課後子ども教室の申込【実施年度：令和4～7年度 担当：未来創造課】

公共施設等の利用申込【実施年度：令和5年度～ 担当：教育課 未来創造課】



◆公共交通、タクシー助成での利用検討

移動の支援施策として、町営バスの運行と75歳以上に対するタクシー助成制度があります。ユーザーの利便性向上と事務処理の効率化を目的として、以下の取り組みを検討します。

【ユーザー向け】 タクシー事業者による予約・配車アプリの実装支援
タクシー・バス事業者による電子決済システムの実装支援

【事業者・町向け】 運行・乗車記録のシステム導入支援
公共施設等の利用申込

公共交通・タクシー助成での利用検討 【実施年度：令和3年度～ 担当：総務課】

エ 地域での取り組み支援



◆スマホ教室・移動携帯ショップ等の取り組み

携帯電話事業者の3G電波サービスの終了に伴い、多くの方が、スマートフォンへの移行に関する不安を抱えています。町内では、現在も協働支援センターや事業者により、スマホ教室や携帯ショップの開設等がおこなわれています。今後も町内の団体、通信事業者等と連携して、スマホ教室の開催や移動携帯ショップの実施等の取り組みを進めます。

スマホ教室移動携帯ショップ等の仕組み【令和4年度～ 未来創造課】

◆地域で取り組むデジタル化の支援の検討

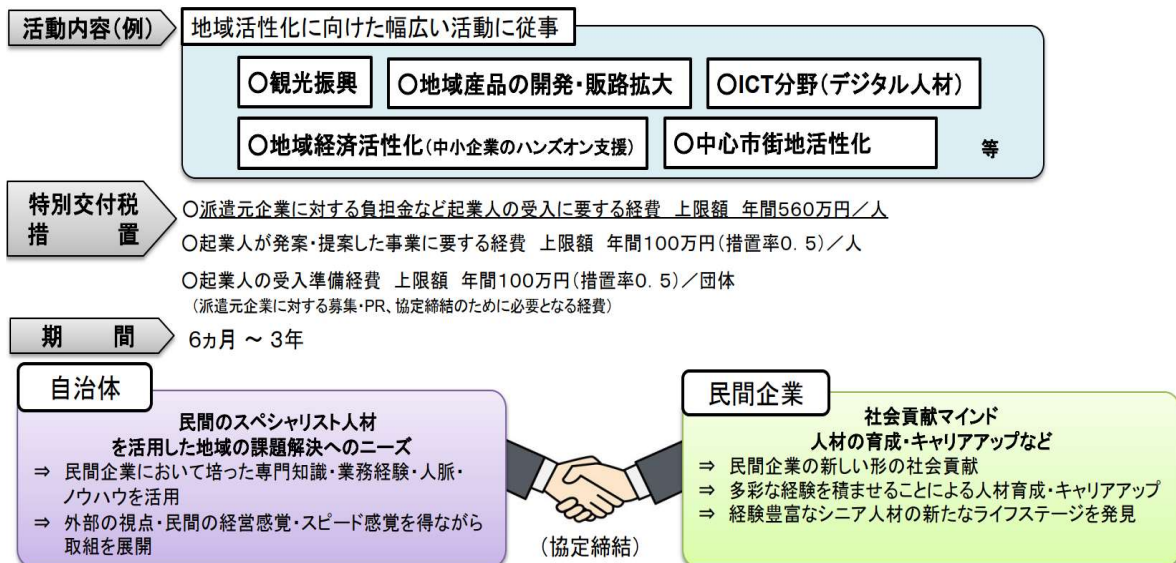
協働支援センター、自治振興会等がおこなうデジタル化に向けた取り組みについて、令和4年度から具体的な町の支援策を検討します。

地域が取り組むデジタル化支援【検討年度 令和4年度～ 未来創造課】

オ 地域を支える専門人材の確保

◆地域活性化起業人(デジタル化支援・観光振興)の配置

町の課題解決に向けて、地域活性化に向けた幅広い活動を担う専門人材の派遣を受けて取り組みます。本町では令和3年度から、「デジタル化支援」、「観光振興支援」を目的として、令和3年度に創設された「地域活性化起業人」の制度を活用しながら取り組んでいます。



地域活性化起業人(デジタル分野・観光振興分野)の配置【令和3年度～ 未来創造課 政策企画課】

(2) 子育て・教育・文化への技術の活用

ア 子育て・教育環境

◆オンラインを活用した子育て相談・交流

お家から参加できる！オンラインを活用した子育て支援を実施しています。妊娠中から子育て中の方がオンライン上で気軽に相談や交流ができるサービスです。 【広島県連携】

お家で参加！子育て親子のためのオンライン「おしゃべり広場」



神石高原町では

- ・子育て世代包括支援センターで「助産師によるオンラインホットナビ」
- ・地域子育て支援拠点・おひさま広場でオンライン「おしゃべり広場」
- ・町内の保育所、幼稚園でタブレットを活用した情報共用や保護者との連絡、相談を実施しています。

オンライン「おしゃべり広場」での子育て相談 【実施年度：令和2年度～ 担当：子育て応援課】

◆児童・生徒タブレット端末配布による教育環境の整備・GIGA スクール

Society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が必要となっています。本町では、令和2年度に校内環境の整備をおこなうとともに、児童、生徒1人に対し1台ずつのタブレット端末を配布しました。未来を生きる多様な子どもたちが、ICTを活用した学習のできる環境を整備することで、誰一人取り残すことのない学びの環境を学校現場で持続的に実現していきます。また、今後において、機器の更新等計画的な対応をおこないます。

児童・生徒タブレット端末配布による教育環境の整備 【実施年度：令和2年度～ 担当：教育課】

◆学校から保護者への連絡のデジタル化

学校の業務効率化や保護者の負担軽減、迅速な情報伝達を行うため、学校から保護者への連絡のデジタル化を推進します。また、学校の集金についてもキャッシュレス化の導入について検討をおこないます。

学校から保護者への連絡のデジタル化 【実施年度：令和4年度～ 担当：教育課】

イ 伝統・歴史・文化の継承と発信

◆地域おこし協力隊による「地域伝統・文化デジタルアーカイブプロジェクト」



アーカイブとは、重要記録を保存して活用し、発信、伝達する取り組みです。

地域に残る個性豊かな地域の伝統文化や、史跡、歴史や文化財等は、次世代に継承していくべき大切な財産です。私たちの地域を見つめなおして地域の資源を再発見し、その継承と活用に向けた独自の取り組みをおこないます。

令和4年度から、町民、町内の団体、企業とも連携を図りながら、保存や活用を進めることにより、新たな地域の魅力を創出するプロジェクトを立ち上げます。

地域おこし協力隊の隊員を募集し、各地区の協働支援センターや図書館を拠点に活動します。

「地域伝統文化デジタルアーカイブプロジェクト」【実施年度：令和4～7年度 担当：教育課・未来創造課】

(3) デジタル技術を活用した町の魅力の発信

ア 新しい技術による町の情報発信

◆新たなデータ放送の構築と携帯端末等への情報発信

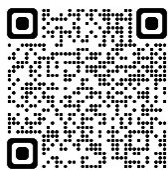
企業版ふるさと納税（企業から寄付）を主な財源として、新たな情報発信の仕組みを構築します。（「神石高原かがやきネット」のデータ放送システムを新しく構築します。）新たなシステムでは、パソコン、タブレットやスマートフォン等の携帯端末を利用し、インターネット環境から町のデータ放送（動画番組を除く）にアクセスできる仕組みを構築します。これにより、外出先等でも情報等を素早く確認することができます。（別途契約を必要としません。）また、携帯端末の操作画面を、CATVのデータ放送と似たデザインに統一することにより、端末操作への不安感が軽減されるよう工夫します。また、今後新たなサービスの操作ボタンを追加することも可能ですので、新しいサービスへ案内等が可能になります。多言語に対応します。

（防災等に関する機能については、つぎの(4)で記述します。）

新しいデータ放送・情報発信の構築【実施年度：令和3～4年度 担当：未来創造課】

◆先端技術（3DVR画像）やSNSによる地域の情報発信

本町では、令和3年度から、道の駅「さんわ182ステーション」の販売コーナーを3DVR画像で紹介し、特産品の紹介や生産者の動画紹介等の情報を発信しています。また、これに合わせてネットショップ（ECサイト）の開設やSNSを利用して神石高原町の様々な魅力を全国に発信しています。このような新しい技術や仕組みを様々な分野に応用することで、町の魅力を発信していきます。



先端技術やSNSによる地域情報の発信【実施年度：令和3年度～ 担当：未来創造課】

ECサイトの活用によるPRと販売促進【実施年度：令和3年度～ 担当：産業課】

イ 移住・定住対策

◆A I 移住・定住相談

令和4年1月に発表された、「住みたい田舎」ベストランキング（宝島社『田舎暮らしの本』）において、神石高原町は、住みたい人口1万人未満のまち「若者世代・単身者が住みたいまち」部門で全国14位にランクインしました。

広島県全体が近年、移住希望地として県外から注目を集めています。令和2年に発表されたNPO法人ふるさと回帰支援センターによる「移住希望地域ランキング」では、見事2位にランクインしています。人気の理由は、豊かな自然と盛んなものづくり、そして深い歴史があること。中国山地と瀬戸内海に囲まれた土地には、野菜やお米、果実から畜産物、加工品やお酒に至るまで、豊富な食材も揃っています。

本町では、移住・定住促進サイト「神石高原いなかぞく」による情報発信をおこなっています。また、広島県と取り組むA I 移住相談「あびいちゃん」による町の移住情報の発信、「ひろしま空き家バンクみんと」による空き家バンクの情報発信等、デジタル技術の活用による移住定住対策を進めます。

神石高原町移住・定住促進サイト

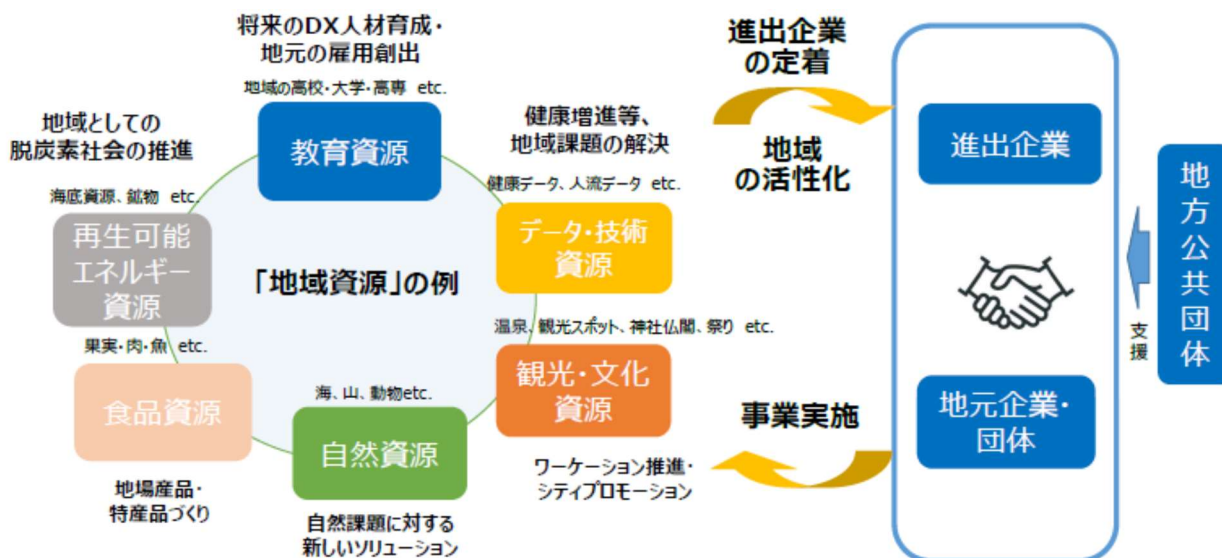
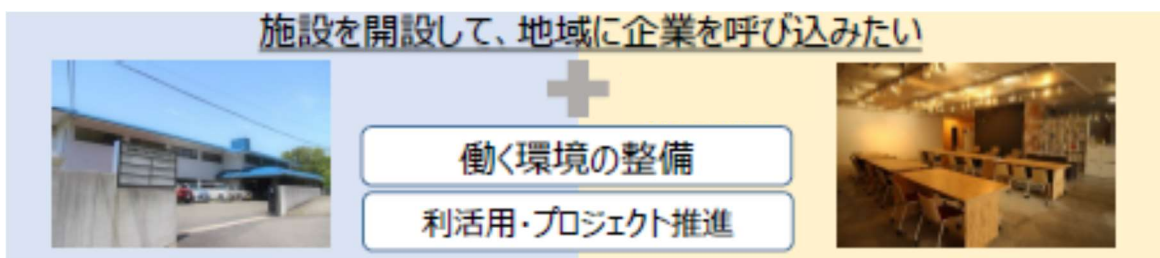


A I 移住・定住相談による情報発信【実施年度：令和2年度～ 担当：未来創造課】

ウ 企業誘致

◆サテライトオフィスの活用による企業誘致

国の補助金等を活用し、既存の施設をサテライトオフィスとして再整備することにより、都市部からデジタル技術等の専門知識を持つ企業等を誘致します。また、地域を活性化させるため、地域資源の魅力をデジタル化し、発信する取り組み等、地域や地元企業等協働で取り組む本町での活動をサポートします。



【実施年度：令和4年度～ 担当：未来創造課】

エ 産業のデジタル化・DX推進支援



◆中小企業のDX推進に向けた取り組み

◆事業者向け専門人材の活用

◆中小企業を対象とした補助事業の活用

中小企業の生産性の向上に向けた取り組みを促進するため、町の先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。また、町内事業者のDX推進に向けた取り組みについて、事業者が必要とする取り組みを共有し、中小企業庁「先端設備等導入制度による支援」等を実施します。

- 創業・ベンチャー支援
- 起業家教育支援
- 経営革新支援
- 新連携支援
- 再生支援
- 雇用・人材支援
- 海外展開支援
- 取引・官公需支援
- 経営安定支援・BCP
- 共済制度
- 小規模企業支援
- ものづくり(サービス含む)中小企業支援
- 技術革新・IT化支援
- 省エネ対策
- 経営支援体制
- 経営強化法による支援
- 先端設備等導入制度による支援

中小企業等町内事業者のデジタル化・先端技術導入等の支援 【実施年度：令和3～7年度 担当：政策企画課】

◆キャッシュレス化の取り組み

キャッシュレス決済とは ～ 主なキャッシュレス決済の例

クレジットカード	デビットカード	電子マネー (プリペイドカード)	モバイルウォレット (QRコードなど)
✓ 後払い ✓ 与信審査あり ✓ スライド式/読込(IC)式 /タッチ式	✓ 即時払い ✓ 与信審査なし ✓ スライド式/読込(IC)式 /タッチ式	✓ 前払い ✓ 与信審査なし ✓ タッチ式(非接触)	✓ 他の決済手段と紐づけ スマートフォンで決済 ✓ カメラ読込(QR) /タッチ式

令和2年度に新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を主な財源とし、企業と連携したキャッシュレス決済にポイントを付与することで、キャッシュレス化の推進と町内消費喚起による経済対策を実施しました。キャッシュレス決済サービスの導入については、事業者の手数料負担や導入後の事務が煩雑なイメージ等から戸惑いの声もありましたが、キャンペーン実施後の町内キャッシュレス決済の導入件数は実施前の約3倍となりました。また、町民のキャッシュレス決済利用者についても幅広い年齢層で大幅な伸びが見られました。

業種や販売先等により、キャッシュレス決済の導入による効果に違いはあるものの、卸売業、小売業や宿泊業、飲食サービス業等において取り扱い件数、決済金額ともに著しい伸びとなりました。

事業者が様々なキャッシュレス決済を導入するには、手数料負担や代金回収までの期間等、課題もありますが、近年では導入を一括サポートする決済代行事業者の仕組みもあり、消費者の利便性や導入事業者側のレジ効率化などの効果が見込まれる仕組みとして導入が進んでいます。本町では、町内事業者や商工会と協議しながら地域におけるキャッシュレス化の導入について、今後必要な施策を検討し実施します。

キャッシュレス推進の意義・メリット

1. 消費者の利便性の向上

- 手ぶらで簡単に買い物が可能に（大金の持ち歩きや小銭の管理が不要に）
- お買い物の消費履歴の管理が簡単に（自動家計簿など）
- カード紛失・盗難時の被害リスクが低い（条件次第で全額保証）

2. 店舗の効率化・売上拡大

- 現金管理の手間の削減が可能に
 - ・ レジ締めに係る作業時間はレジ1台あたり25分、1店舗当たり平均1日153分。これらの作業時間の短縮に。
 - ・ 従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少
 - ・ 現金の搬出入回数減少
- インバウンド需要取込など売上拡大が可能に
 - ・ 訪日外国人の約7割が、クレジットカード等が利用できる場所が今より多かつたら「もっと多くお金を使った」と回答。こうした訪日外国人の需要をつかむことが可能に

3. データの利活用

- 個人の購買情報を分析・利活用することにより、高度なマーケティングやターゲット層向けの商品・サービスの開発が可能に

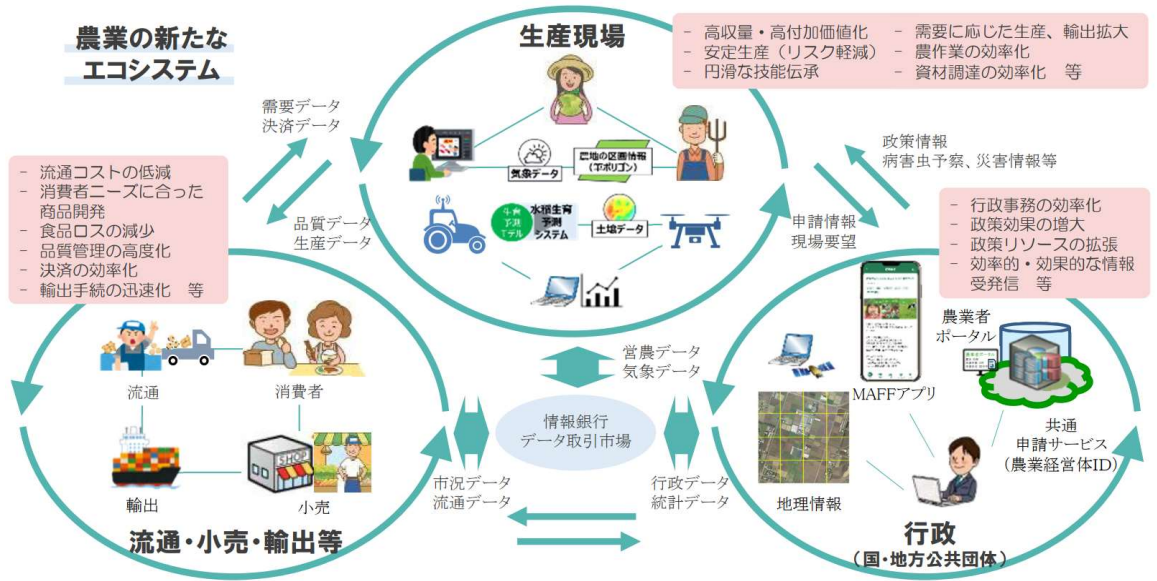
【実施年度：令和3～7年度 担当：政策企画課】

◆農林業分野におけるデジタル・トランスフォーメーション

農業経営において導入される先端技術の取り組みに、補助制度や融資制度の活用を進めます。

デジタルトランスフォーメーション(DX)により実現する農業の未来

- 農業に携わる様々な主体(農業経営体、メーカー・ベンダー、流通・小売業者、消費者、行政等)がデジタル技術を活用し、自律分散的にデータをやり取り。各主体が必要な情報を組み合わせ、分析・予測・検証というプロセスを繰り返すことで新たな価値を創造。
- 農林水産省もデータ連携の一つの基点となるべく、行政手続のオンライン化や農地等の基幹情報の提供等を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を円滑化する環境整備を強力かつ迅速に推進していく。



① 農業経営の将来像

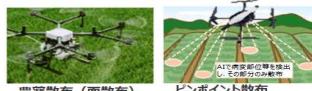
新技術の導入によって実現することが期待される先進的な農業経営の姿を、営農類型(*)毎に具体的に

② 各技術のロードマップ

ICTやAI等を用いた先端技術毎に、開発等の現状や課題を整理し、普及に向けた今後の見通しを示す。

○ ドローン (農業散布)

- 【技術開発と普及の現状】
- ・ 27,346haで散布*
 - ・ AIで病害虫を検知し、ピンポイント散布する技術が実証中 等
- ※ H30.12末 連絡値 (延べ面積)



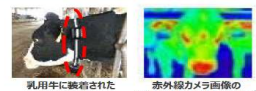
【タイムライン】



- 【普及に向けた課題】
- ・ 姿勢制御の正確性等の技術向上
 - ・ 航行ルール下での実例の蓄積や収集、共有 等

○ 家畜の個体センシング

- 【技術開発と普及の現状】
- ・ 各種センサーで、牛の健康や繁殖管理等を行うシステムが市販化、普及
 - ・ より正確な行動解析技術が開発中 等



【タイムライン】



- 【普及に向けた課題】
- ・ 生体へのセンサー装着方法の改良
 - ・ データ蓄積による精度向上 等

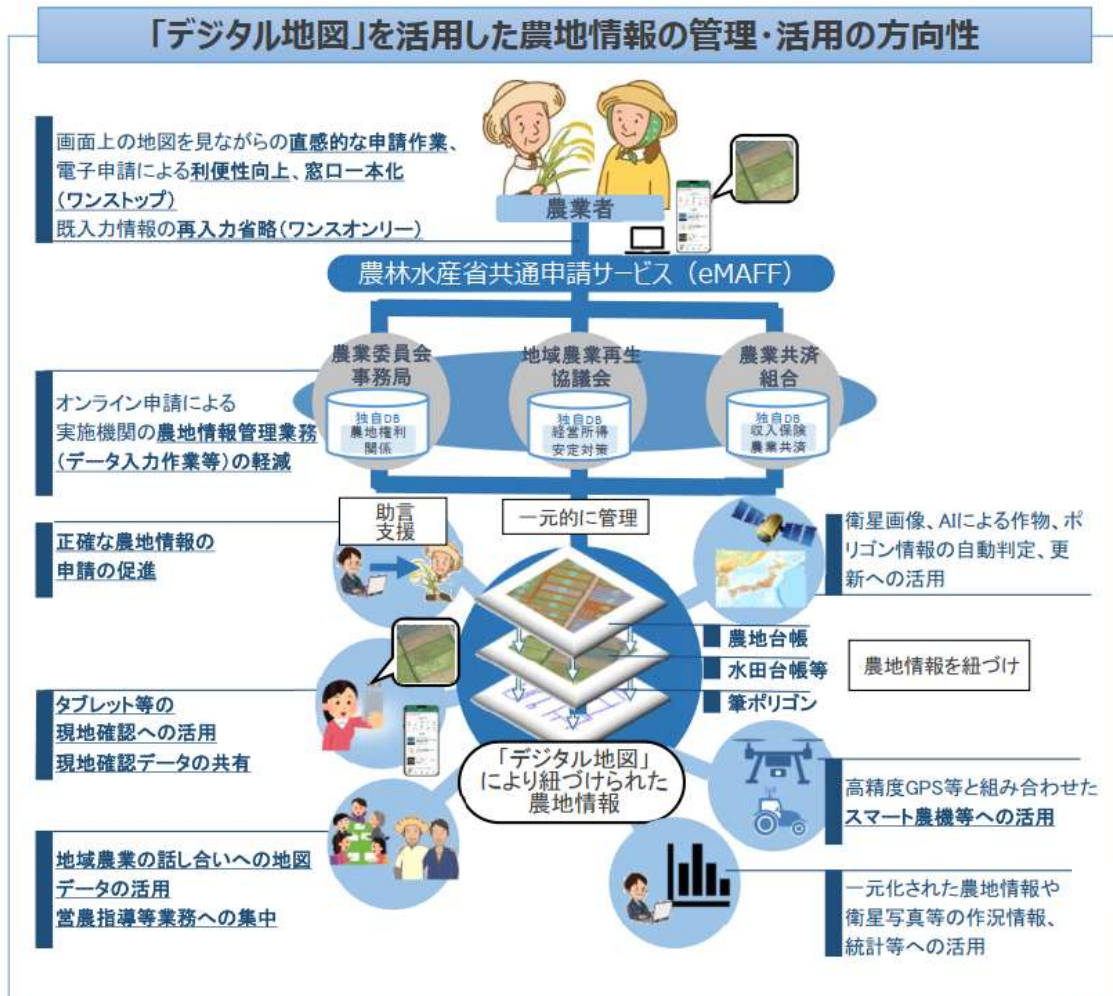
③ 技術実装の推進方策

新技術を農業現場に実装するために推進すべき施策や取組を5つの方策に整理して示す。

農業者の取組段階に応じた方策	
① 農業新技術を知る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農前から学べる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業大学校・農業高校で新技術に関する授業の展開 等 ○ 知りたい・学びたいときにすぐ最新情報入手できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で農業者が新技術に関する情報入手することが可能となる情報発信 ・ ICTベンダー等と交流するマッチングの各地での開催 等
② 農業新技術を試す	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分に合った新技術がすぐ分かる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に稼働する新技術の体験できる、スマート農業実証ほ場の整備 ・ 新技術を取り入れた新たな営農体系について、農業者とICTベンダー等と一緒に検証・構築 等
③ 農業新技術を導入する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術をフル活用する環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術やデータに基づく営農手法に関する相談窓口の開設 ・ 新技術を取り入れた持続的な生産体制への転換 等 ○ 新技術の新たな導入システムの創出等による低コスト化に向けた環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTベンダー等の農業分野への参入促進 ・ 農機のシェアリング・共同利用等による新技術の低コスト化 等
新技術の実装を促進する基盤づくり・技術開発	
④ 実践環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術の活用効果を高める農業・農村の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術に対応した農業農村整備の推進 ○ 農業ビッグデータの利活用による新たな農業支援ビジネスの創生 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグデータを活用した民間事業者によるICTサービスの開発・提供の推進 ・ 官民データの連携による新ビジネスの創生・農業者の利便性向上の推進 等
⑤ 新技術の発展	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官が集結した農業新技術の開発・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者・民間企業・大学・研究機関等のチームによる新技術の開発・改良 ・ 研究人材・資本の効果的活用による先端技術研究の加速化 ○ 安全を確保する農業機械の自動走行技術等の開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術発展に応じた制度的課題への対応 等

◆農地情報の管理・活用の将来像

農地や山林管理などにおいて、管理状況をデジタル管理することにより幅広い活用ができるよう取り組みます。



デジタル技術を活用した農地管理情報の活用【実施年度：令和4年度～ 担当：産業課】

(4) デジタル技術を活用した安心・安全なくらし

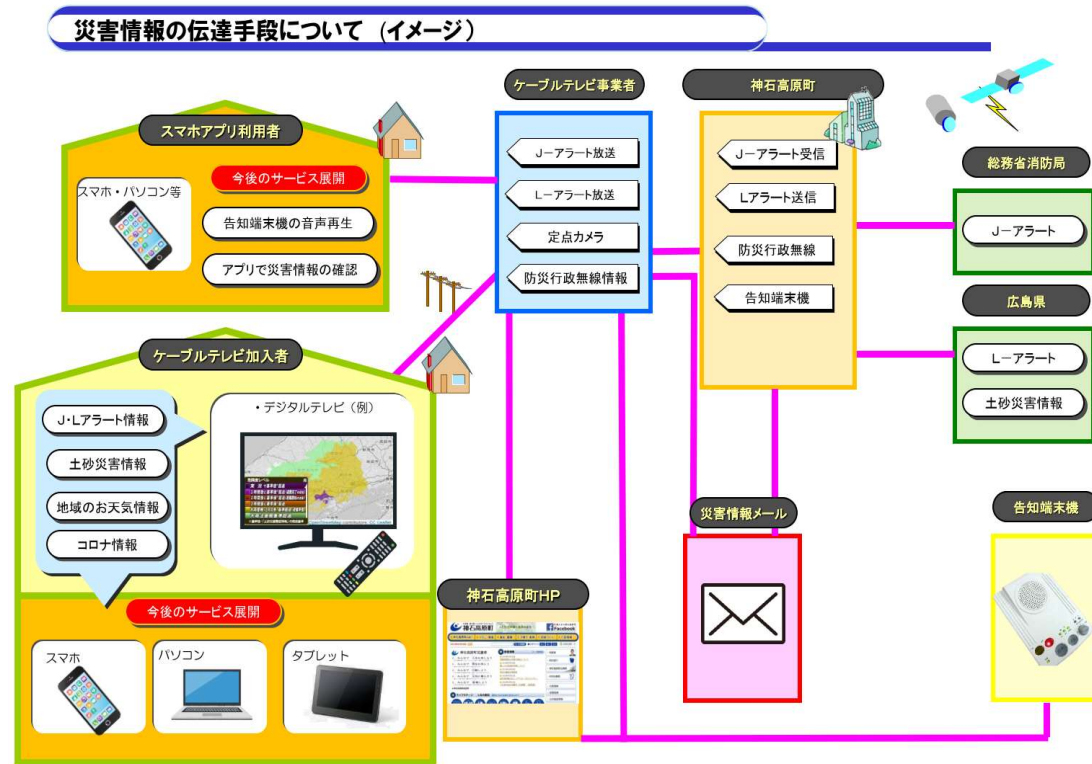
ア 防災・災害への対応

◆気象情報や災害発生時の素早い情報伝達

平成30年の豪雨災害等、近年の異常気象により、大規模な災害が発生するケースが増えています。

避難情報や被災状況を素早く伝達し、甚大な被害を防止するため、新たなデータ放送の構築に合わせて、スマートフォンやタブレット等の携帯端末に**プッシュ通知**の機能を搭載することで、町からの情報を素早く伝達することができます。

お知らせや、防災関連の緊急情報等を受け取ることができるほか、同時に町外の親戚の方等どなたにも町の情報をご確認いただけます。



携帯端末へ地域災害情報の伝達【実施年度：令和3～4年度 担当：未来創造課 総務課 政策企画課】

◆WEBハザードマップの整備

本町では、災害情報をいち早く伝達するため、土砂災害、直下型地震、ため池に関する**ハザードマップ**を作成し、WEB上で公開しています。

指定避難所の情報や、通行止めの際の位置情報等、WEB上で確認することができるよう、情報発信します。また、今後においても、災害や有事の際に備え、災害連携協定等を含む先端技術の導入についても検討していきます。

神石高原町WEB版ハザードマップ

災害から選ぶ

ご確認されたい災害をお選びください



土砂災害

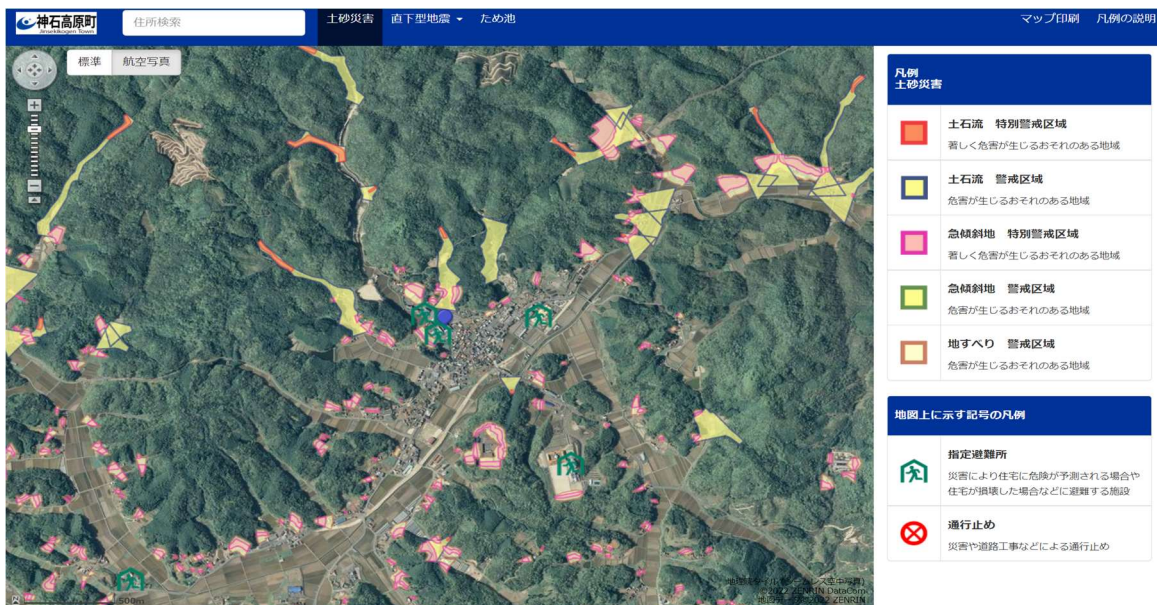


直下型地震



ため池





【実施年度：令和2年度～ 担当：総務課】

◆民間サービスとの連携協定による防災情報の発信

ヤフー防災アプリによる防災情報の発信

ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等の協定を締結しました。この協定により、ヤフー防災速報アプリでプッシュ通知による防災情報を発信できるようになりました。無料アプリ（通信料は個人負担）ですので、ぜひ、ご利用ください。

※プッシュ通知：アプリが自動的に表示や音で通知する機能



iPhoneの方



Androidの方



◆ドローンによる地産地防の取り組み

ドローンを活用することにより、災害発生時の現地確認や要請にもとづく人命救助（捜索）など、ドローンの操縦資格を有する町内の担い手づくりをおこないながら、その活用に取り組めます。

また、ドローンの活用については、町の防災計画や地域を管轄する関係機関とも連携しながら、今後の災害対応に向けた実装について検討しながら取り組めます。



【実施年度：令和3年度～ 担当：未来創造課】

イ 健康増進と医療や介護分野での取り組み

高齢化、人口減少、医療・介護従事者側の高齢化・人手不足が進む本町では、令和2年度から次世代に向けた予防医療や遠隔診療の在り方等、健康増進や医療、介護サービスにおいて、将来に向けた地域の課題解決に向けたデジタル化の在り方について検討しています。近年、健康増進や医療・介護分野でのデジタル関連の民間サービスは飛躍的に変化しています。医療分野においては、オンライン診療や遠隔診療の仕組みが積極的に取り入れられており、将来、民間サービスの活用も合わせ、町の地域包括ケアシステムを推進しつつ、保健・医療及び介護サービスの効果的な仕組みを構築します。

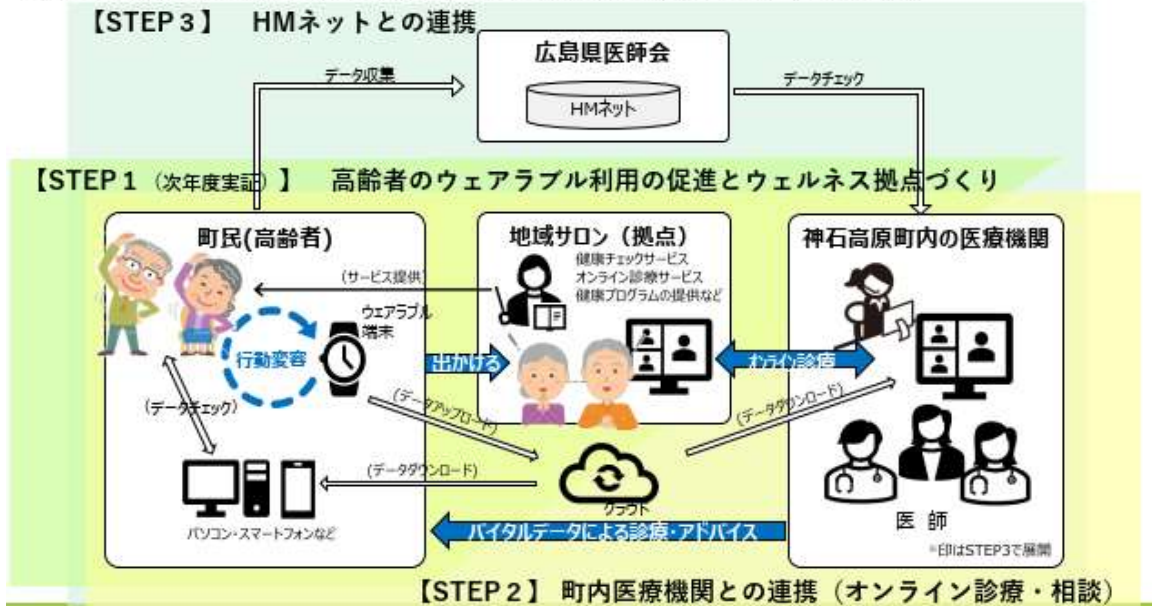
【具体例】

◆予防医療や遠隔診療 次世代の診療サービスの構築

《事業全体の絵姿》

深刻化する医療関連費の増大や医療・介護従事者側の人手不足等に対応するため、本町として、ICTやAIなどデジタル技術を活用して町民の行動変容を促す取組を支援するとともに、新たな予防医療の仕組みを三段階に分けて構築する。

これにより、高齢者の健康長寿社会の実現と医師不足等の医療問題解決の一助を目指す。



◆未病への取り組み スマートデバイスを用いた見守り医療連携サービス

高齢者の「生きがい」「やりがい」を促進するため、健康増進の施策と合わせ、高齢者も安心して働くことのできる、社会参加ができる環境作りが重要です。そのため、体調不良による事故や怪我等を未然に防ぐことを目的として、健康管理アプリや異常検出による高齢者等の見守りの実施や、万一事故にあった場合でも即座に原因究明や同様の事故を発生させないための対応が行える仕組みの構築等を目指します。

上記目的を満すため、小型ウェアラブルカメラと生体情報デバイス(スマートウォッチ)、AIによるクラウドでの健康管理や診断、高齢者の日々の健康管理から、万一の場合の緊急連絡までの流れなどの環境を構築することによって安心して生活できるまちづくりを目指します。

◆介護への新技術の活用

・高齢者には医療、看護、介護、認知症の見守り等様々なアシストやケアが必要です。民間サービスの活用を含め、ウェアラブル端末等スマートデバイスの新技術を用いることで、介護する側のケアの効率化

を図り、より手厚い介護が可能な環境の構築を目指します。さらに遠隔連携医療や、介護士に対するリモート教育を活用することなどにより、高齢者を支えることを目指します。

◆ウェアラブルデバイスによる未病データの取得と健康管理への活用

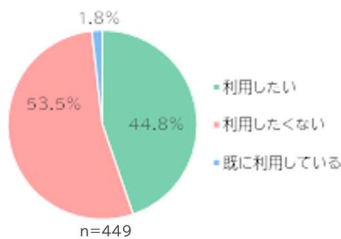
・町民がウェアラブルデバイスを装着することで、心拍数、血圧、歩数、睡眠時間といった日々の未病データを測定、収集し、データ連携することで、異常が検出された場合、本人・家族・かかりつけ医・施設管理者等にアラートを発信する等、診療や健康指導、地域社会での見守りに役立てます。

【町内アンケート結果によるウェアラブルデバイスの利用意向】

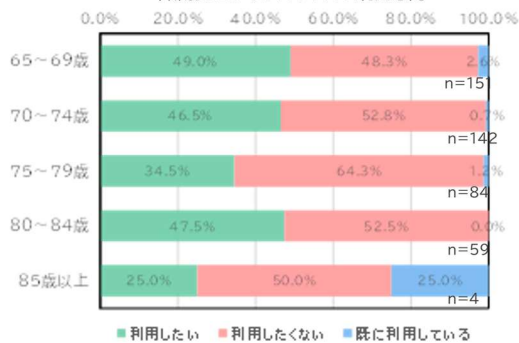
■ ウェアラブルデバイス：利用意向

・ウェアラブルデバイスの利用意向は、半数近い44.8%の人が「利用したい」と回答している。また、少数ではあるが既に利用している人もいる状況である。
 ・年齢別のウェアラブルデバイス利用意向は、他の年齢階層と比較し75～79歳において「利用したい」と回答する人が減少している。

問. ウェアラブルデバイスを利用したいですか？



年齢別ウェアラブルデバイス利用意向



◆住民のPHR活用による健康管理及び健康増進活動へのインセンティブ

・住民が主体的に自身のPHRを活用して健康管理を行い、また、日常的な健康づくりによる行動変容を継続的に促すために、運動の動機づけに効果的なインセンティブ制度の構築を検討します。例えば、物品の購入やサービス利用を行うことができるポイント付与と合わせ、生活習慣改善行動を継続するための仕組みづくりを検討します。

◆医療との連携

HMネットの保有するPHRデータを利用し、医師の診療を補助、補完するAI診療の開発、高度化を図り、その便益が住民に及ぶ仕組みを関係機関、団体等と連携しながら構築することを目指します。

◆健診・検診データとの連携

- ・住民の健診・検診結果データ等をHMネットと連携，集積できる仕組みづくりを目指します。

保健福祉対策（健康・未病）

医療サービス（遠隔診療・オンライン診療）

医療・介護対策（高齢者生活支援・認知症予防・見守り・ケアプラン・保健指導）

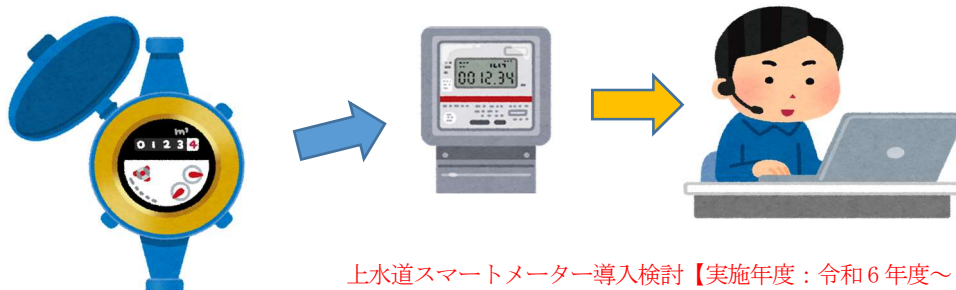
医療福祉分野構想・実践【実施年度：令和2年度～ 担当：保健福祉課】

ウ 生活インフラ・生活環境を支える

「生活インフラ」は，日常生活の維持に関わるインフラを指します。代表的なものは，電気，ガス，水道等のライフラインです。また，降水量や道路や橋梁，河川等私たちの「生活環境」を支える公共財産を管理し，安全な暮らしを守るため，AI等の先端技術を利用した取り組みについて検討します。

◆生活インフラ（上下水道事業）スマートメーターによる管理

漏水等による上下水道のトラブルを早期に把握し，ライフラインを守るため，スマートメーターの導入を検討し，特に必要と考えられる場所から試験的な導入をおこないます。町内では，既に一部の公共施設において電気事業者によるスマートメーターの導入がおこなわれています。これまで人の目視による確認をおこなっている機器を，データを発信する機器に変えることにより，トラブルによるライフラインの中断等が生じにくくなり，安定的な運営に効果が期待できます。



上水道スマートメーター導入検討【実施年度：令和6年度～ 担当：環境衛生課】

◆降水量把握，公共財産の点検等へのデジタル技術の導入

災害の発生等にそなえるための降雨量の把握や公共財産等の点検等の管理にAI監視システム等の新技術を導入し，迅速で正確な情報収集や分析をおこなうことで，コストの削減等の削減効果も期待できます。



デジタル技術による監視システム導入検討【実施年度：令和4年度～ 担当：建設課】

エ 消費者行政

◆社会のデジタル化に対応した消費者の保護及び消費者教育等

(1) デジタル化に対応した消費者の保護

デジタル技術を活用した消費者の選択の機会の拡大と消費者利益の擁護・増進の両立は、重要な課題とされています。デジタル化によって消費者に利便性がもたらされる反面、消費者に不利な状況も生まれることも想定されます。

(2) 社会のデジタル化に対応した消費者教育の推進

消費者教育のデジタル化の推進に当たっては、デジタルサービス等を安全・安心に利用するために必要な事項の学習に加えて、デジタルサービス等を使いこなすためのリテラシーを身に付けるよう促す視点も重要とされています。消費者が身に付けることが望ましい内容についての普及や学校教育におけるデジタル化に対応した消費者教育の推進等について検討し進めます。

(3) 消費者生活相談体制のデジタル化

社会のデジタル化に対応し、消費生活相談体制の在り方を見直し、消費者からの相談に的確に対応するとともに、相談事例を収集・分析して迅速・適切な法執行及び法制度の企画立案につなげることが必要です。

消費者行政について、国と地方それぞれにおいてデジタル化を推進し、新たな時代にふさわしいものへと変革していくことが求められます。デジタル技術を消費者行政に効果的に取り入れ、活用することにより、消費者教育や普及啓発、事故情報を含めた消費者被害に関する情報の収集、被害回復等様々な取り組みの実効性を向上させることが期待されています。

巣籠もり消費等新しい生活様式の実践により、消費生活の様相が大きく変化しています。地域の見守り活動を始めとする地方消費者行政における取り組みについて、こうした変化に適応した取り組みを進めます。出張相談や成人年齢の引き下げに伴う研修会等の取り組みや、相談員不在時での一次対応や予約システムの仕組みについても検討します。

社会のデジタル化に対応した消費者行政【実施年度：令和3～7年度 担当 未来創造課】

オ 個人情報保護

個人情報保護委員会は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定の施行に伴い、「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)を令和4年1月7日に示しました。

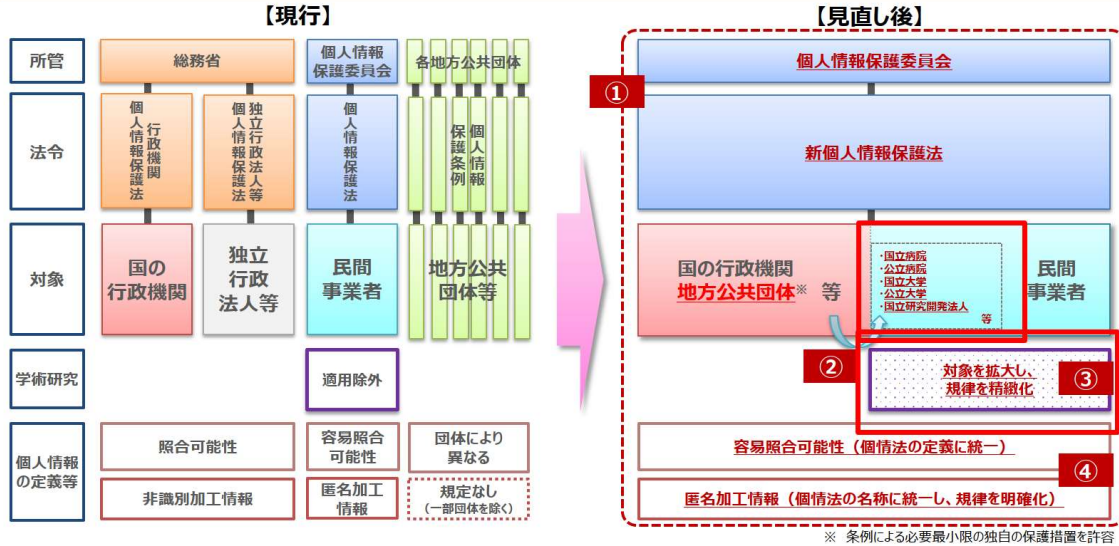
デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

本町では、デジタル技術を活用した行政サービスについて、利用者である町民が安心感をもって利用できるよう、情報システムへの不正アクセスによる個人情報漏えいや災害による情報消失等を防止するための技術的なセキュリティ対策を実施します。また、情報管理担当職員への研修・訓練の実施等により、セキュリティ向上に向けた不断の取り組みを進めます。

【実施年度：令和3～7年度 担当：全体 未来創造課】

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。**
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。**
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**



個人情報保護法の改正（施行期日：令和4年4月1日）

平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法の改正がおこなわれました。

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の違法反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。**
- **保有個人データの開示方法**^(※)について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
(※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求**できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定^(※)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。
(※) 本人の求めがあれば事後的に準止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

4. データ活用に関する施策の在り方

- インベーションを促進する観点から、氏名等を削除した**「仮名加工情報」**を創設し、内部分析に限定する等に条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合^(※)に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
(※) 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

5. パナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**
(※) 命令違反: 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等: 30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金額の最高額を引き上げる（法人重科）。**
(※) 個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度^(※)に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**
(※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

2 将来に向けた取り組み

過去20年余の間に、携帯電話が普及し、スマートフォンの利用が進み、調べものやカメラ撮影、映画や音楽の視聴などもスマートフォンで楽しめる生活に一変してきました。買物もパソコンやスマートフォンから注文や支払いをすることで、商品が自宅に届き、外出する際にも、インターネットで調べた情報と地図アプリを頼りにすることが一般的な時代となってきました。

私たち利用者の多くが、デジタル技術の仕組みを特に意識することなく、世の中に生み出される便利な製品やサービスを使っていくことで、生活の利便性は向上してきました。デジタル関連サービスや機器の進歩は目覚ましく、これから10年後の地域の存続や発展を考えていく中で、社会全体の進歩に合わせたデジタル分野の活用できる地域の地盤・環境づくりが大切になってきます。

将来の地域課題の解決に必要なこと（地域のニーズ・専門的な技術・地域での実践体制・導入に向けた財源の確保など）について、まち全体が課題を出し合い、共有しながら取り組みます。

【デジタル技術を活用した未来の暮らしの例】

【医療】

- 家に居ながら、医師への相談や処方箋の入手、薬の購入ができる
- 過去の治療や投薬の履歴が管理されていることで、不要な診察や治療を減らし効率的な医療サービスを受けることができる
- 身に付けている端末が身体の異常を察知することで、家族や救急に異常を知らせてくれる



【買い物・物流】

- 家に居ながら、匂い・味の発生デバイスを通して食品を味見したり、立体画像を通して衣料品を試着したうえで商品を発注したりすることができる
- 町内のお店であれば、お店に行かなくても注文やスピーディーな配達サービスが利用できる
- 家庭から注文したものが、自宅にドローン等の新しい仕組みによって配達される



【移動】



- 自動運転車やドローンが自宅から目的地まで運んでくれる
- 子どもや運転免許証を返納した高齢者も移動に不便が生じない（移動の必要も少ない）

【教育・文化】

- 自宅に居ながら、個人のレベルに応じた授業やスポーツ指導を受けることができる
- 専門的な教育を自宅で受けることができ、単位の取得や卒業、高度な技術の習得ができる
- 歴史や文化、資料などが高画質画像等の記録で保存され、いつでも確認でき、共有できる
- VRなどの新技術を利用した教育により、専門分野の技術の習得や人材育成ができる



【交流・人とのつながり】

- 毎日のように画面で親戚や友人と繋がって顔を見ながら会話ができる
- 共通の趣味、活動をしている離れた相手とも頻繁に交流できる
- デジタル関連サービスの内容や利用の仕方をいつも教えてもらえる
- 地域、集落の取り組みが、出身者や関係者にも瞬時に伝わる
- 自治会や所属団体内の回覧や連絡、打ち合わせが簡単にできる



【観光】

- AR・拡張現実の技術により観光地の魅力を発信・体験できる



【しごと・働き方】

- 移動を最小限に抑えられ、行かなくてもできる仕事が増える
- 地域内にいながら 子育てや介護をしながらできる仕事や職場が増える



(1) 先端技術の導入と企業連携・財政運営

ア 先端技術の導入と企業・団体との連携

◆企業参入と実証実験

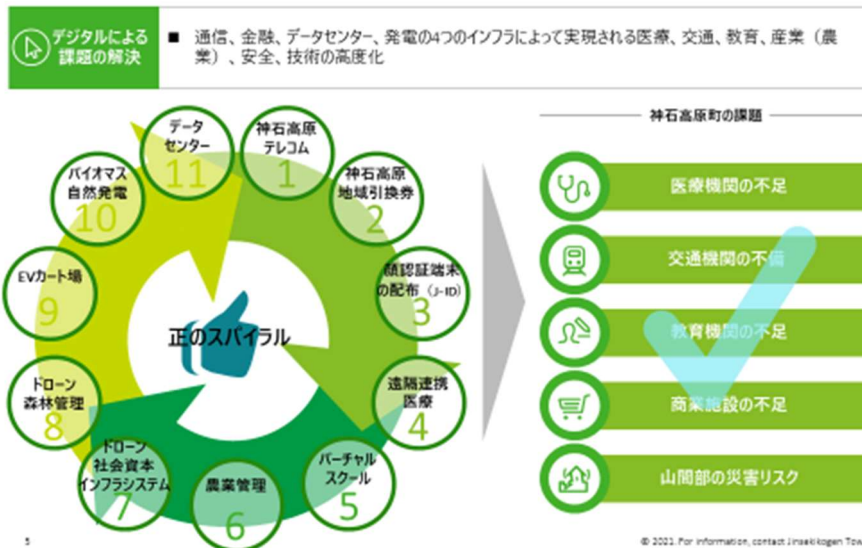
先端技術をもつ企業の参入を進める面では、地域の資源や環境を生かしたしごとの創出等、企業の参入しやすい環境や地域の企業や町民との関係の構築に取り組んでいきます。本町ではこれまで、ドローンによる物流や、災害対応、有害鳥獣対策をテーマとした実証実験フィールドの提供等にも取り組んできました。今後は医療・介護分野での実証や、遊休財産の活用による滞在型の企業の参入を進めます。参入する先端技術を有する企業と地元企業や地域住民とが地域の課題を共有することにより、先端技術を生かした将来の地域課題の解決を目指して取り組みます。

◆国の支援策の活用や企業、団体との連携による将来への取り組み

本町は、令和3年度に国家戦略特区(スーパーシティ構想)の提案をおこないました。およそ10年後の令和12年頃に国内の中山間地域で実装することにより解決できる地域課題として、11項目をテーマに国への提案をおこなっています。提案したことによって、提案に加わっていただいた連携事業者・団体のみでなく多くの企業や団体から、様々な分野にわたる新たな地域課題の解決に向けた提案をいただくようになり、継続的な情報交換や協議をおこなっています。

今後も様々な国の支援策の活用をおこないながら、地域のニーズの把握、客観的な助言をいただける専門家、事業者や団体の実装に向けた提案など 様々な情報交換を進めながら、本町に取り入れることのできるプランについて継続的な検討をおこないます。

神石高原町 「スーパーシティ構想」の概要



神石高原町スーパーシティ構想の概要 町HP

イ デジタル化に備える財政運営等

◆デジタル関連財源の確保

デジタル化の導入に必要となる財源の確保については、導入コストや導入後の運用に係るコスト、それに対して得られる効果や削減されるコスト等、具体的な計画に基づき計画します。地域の課題が共有され、解決に向けた補助事業や有利な財源確保が可能で、データ等の根拠に基づき将来にわたり安定的な運用と利活用が見込まれる事業については優先的に導入していく必要があります。町の限られた財源の中で、財政計画を含めた事業を企画立案し、質の高いサービスが利用できる地域づくりに取り組みます。

【全体共通事項】

◆企業版ふるさと納税制度におけるデジタル関連施策

令和2年度から地域再生計画に基づく「**企業版ふるさと納税**」の取り組みを進めています。新たにデジタル化することにより地域の課題解決となる取り組み等、実施に向けた財源調達の一つとして「企業版ふるさと納税」による企業からの寄付を募ります。本町でデジタル技術を活用した環境と仕組みづくりを進めることにより、新しい仕事や雇用が創出される等、町の活性化を促進しています。

令和3～4年度に実施する新しいデータ放送の構築については、企業版ふるさと納税による企業の寄付を主な財源として実施しています。

企業版ふるさと納税によるデジタル関連施策【実施年度：令和2年度～ 担当：政策企画課 未来創造課】

◆先端技術の導入にあたっての考え方

先端技術の導入においては、単にシステムや機器等を導入することを先行させるのではなく、課題解決に向けたストーリー（導入後の業務の進め方や活用方法）を明確にし、関係者が共有した上で、進めていくことが重要です。また、先端技術を利用した民間サービスは、商品開発、実装化のスピードが速く、半年、1年のうちでも飛躍的に変化するものも少なくありません。自治体単位で独自の行政サービスの構築に多額の予算と期間を費やし、結果的に民間サービス内容と重複するサービスを導入するといったロスを生み出しかねません。自治体が新たな施策を企画立案する際は、専門家の客観的な意見を取り入れながら、社会の動向や民間サービスの実装・商品化の動き、他の自治体との共同利用等、自治体単位で導入する必要性を十分に調査することが必要となります。また課題解決の分野や内容によっては、自治体職員や導入する側の個々のスキルアップにより、RPAを使った自動化やオープンソースの活用によるシステム構築など、導入経費を抑制して事務や作業の効率化を図ることも可能となります。

【全体共通事項】

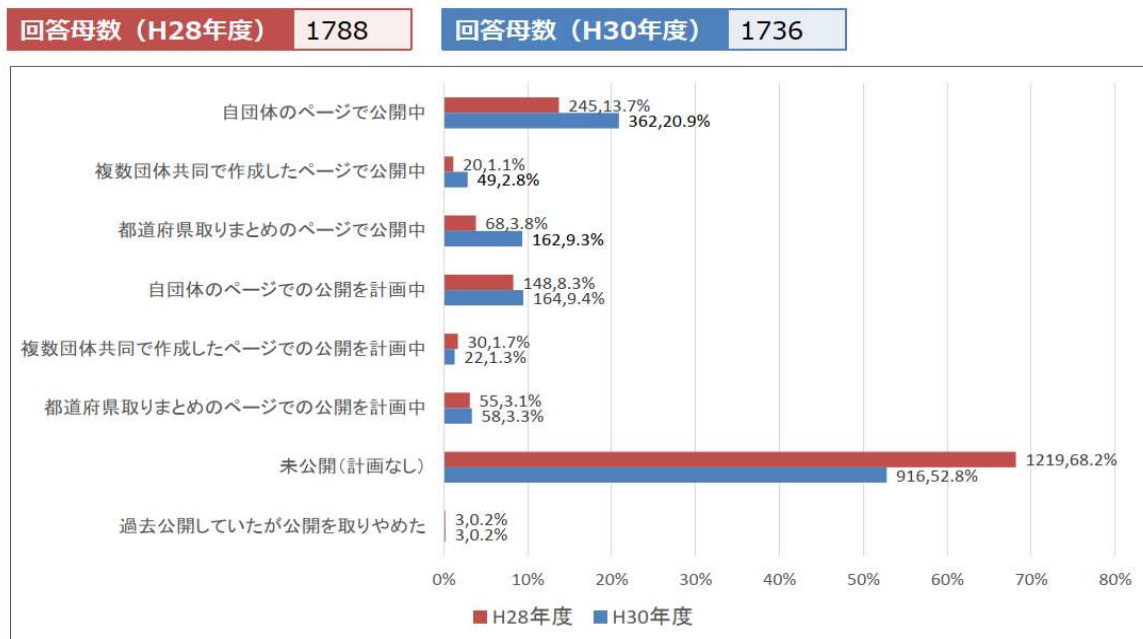
(2) データ活用による効果的な地域づくり

スマートフォンなどのデジタル機器の利用率が高まり、これらに基づくデータが収集・活用されることにより、地域の産業や行政の施策等において、データを根拠とした立案や利用状況の分析が可能となり、効果の把握なども明確になります。各分野で企画段階から参考となる有用なデータが共有されていることにより、効果的な取り組みを進めることが可能となります。

ア オープンデータの推進とデータの活用

平成 28 年 12 月に施行された「官民データ活用推進基本法」では、各自治体が保有する有用なデータを国民が容易に利用できるような措置することにより、活力ある社会の実現を進めることとされています。

本町では、人口動向や行政情報等から得た一定のデータ公表はおこなっているものの、実用性の高いデータの収集や公表に至っていない現状です。課題として、まずデジタル化されたデータの収集ができていない背景があります。平成 30 年度を対象に内閣官房情報通信技術総合戦略室が実施した全国の自治体を対象としたアンケート結果によると、データの公開状況について次のような結果となっています。

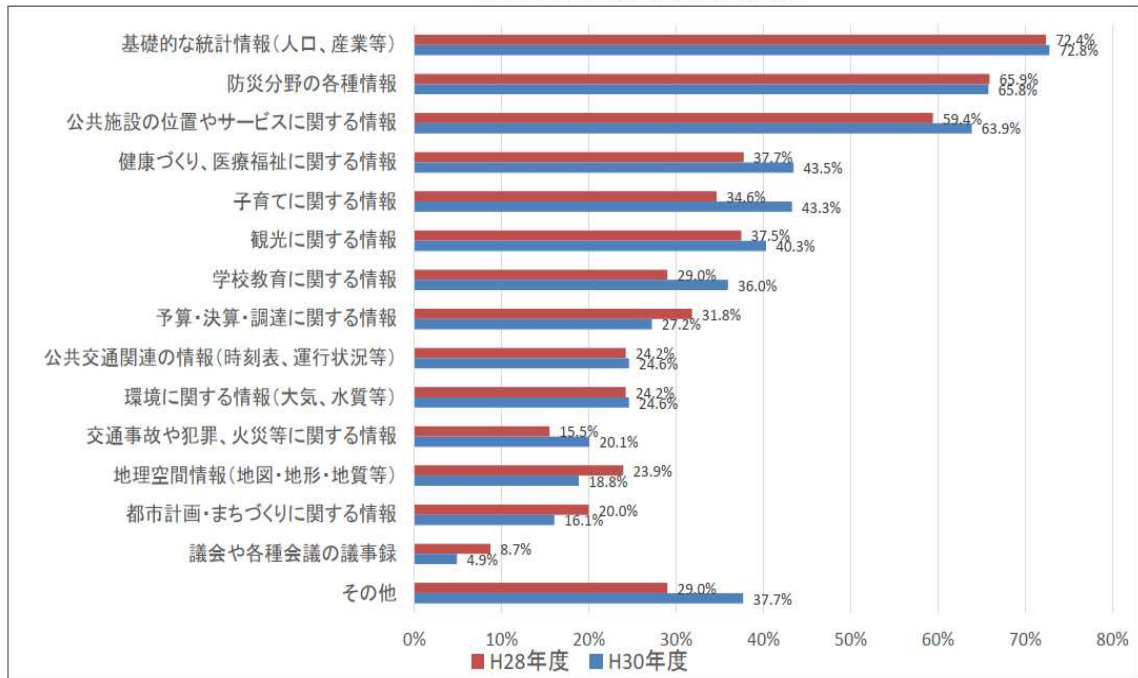


また、公開されているデータの分野については次のとおり結果が見られるほか、約 8 割の自治体がオープンデータの公開・活用・普及に向けた具体的な取り組みを実施していないと回答し、9 割近い自治体が利用者のニーズの確認を実施していないと回答しています。

回答母数 (H28年度) 355

回答母数 (H30年度) ※1 573

※1：No.4で公開中と回答した自治体数

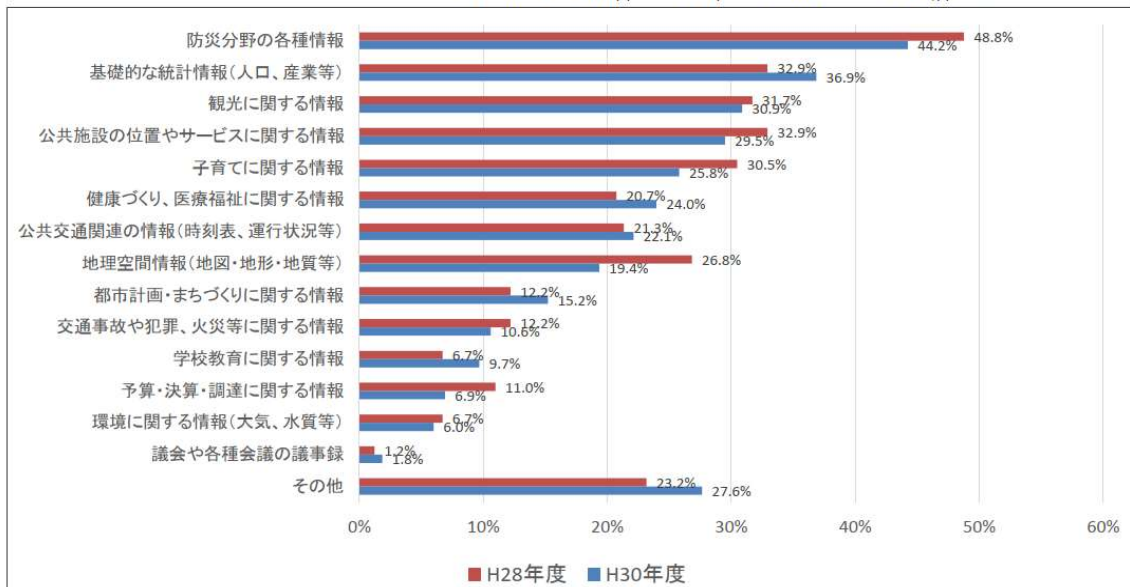


ニーズ確認をおこなったとした自治体で、ニーズが高かった分野については、次のような結果が得られています。

回答母数 (H28年度) 164

回答母数 (H30年度) ※1 217

※1：No.19で利用者のニーズの確認に取り組んだことのある自治体数



本町がDXを推進する上で、デジタル機器の普及と合わせ質の高いデータの活用は欠かせないものとなります。行政においては、活用が可能な質の高いデータを分析することにより、客観的な根拠に基づいた施策の企画立案が可能となります。また、公表が可能なデータを公開によることにより民間事業者の一層の活性化を促す効果があります。例えば 個人を特定しない位置情報等に基づいた人流データや消費傾向のデータ等 地域に役立つデータを利活用することで地域が発展する可能性が高まります。企業との連携

により有効なデータの収集と分析・公表の在り方について検討し、地域に生かす取り組みをおこないます。

【実施年度：令和4年度～ 担当：未来創造課 政策企画課】

第4章 資料集

1 計画書策定に寄せられた意見

(1) パブリックコメント

令和4年2月10日から、町のホームページにおいて、計画(案)についてのパブリックコメントを募集しました。寄せられた意見と意見に対する計画書策定での考え方や内容への反映等について、記載します。

	寄せられた意見(項目別)	考え方・計画への反映	関連ページ
1	DX推進について、国や県、町での動きが始まりましたこと、大変ありがたく思います。人の暮らしがコロナによって大きく変わり、都市に住まなくても仕事ができるようになりましたし、そういった意味では神石高原町のチャンスなのだと考えています。	通信技術や様々な働くツールがデジタル化されることにより、働く場所を選ばない業種も増えています。環境を整えることで、人口減少の抑制や転入人口の増につながることも考えられます。	P28 移住・定住対策 P29 企業誘致 P41 将来に向けた取り組み など
2	基本構想案の中の将来の取り組みにもありました、買い物・物流に関してのドローン配達について、当方でも構想中であります。なぜこの事業が必要なのかはご存じの通り、買い物弱者の増加が顕著になることにあります。人が減少し、サポートできる人も少なくなる中で、こういった技術が必ず役に立ちます。	新技術を活用した地域課題の解決について、先端技術の導入や、関連する法律、財源確保や導入後の利用の仕組みづくりなど、を進めます。	P33 防災・災害への対応(ドローン) P41 将来に向けた取り組み など
3	先日ある人から広島県のサンドボックスという施策を使ってみてはどうかと進言をいただきました。資金がネックになる事業ですので、是非町の事業として勧めていただけるとありがたく思います。	新たな仕組みの導入にあたって、広域的な取り組みや、財源の確保など、様々な補助事業や仕組みを活用しながら進めます。	P43 先端技術の導入と関連事業者や団体との連携 など

(2) 関係機関・団体等からの意見(抜粋)

計画策定にあたり関係機関・団体からいただいた意見について記載します。

	寄せられた意見(項目別)	考え方・計画への反映	関連ページ
1	中山間地域に合った計画にするためにも町民・団体など声をしっかり反映してほしい。	今後も、町民・団体の意見をしっかりと反映した施策の実践をおこないます。	P41 将来に向けた取り組み など
2	長期総合計画はH29年に作成したもので、デジタル関連の項目など修正が必要ではないか。	今回策定する計画が、長期総合計画、総合戦略等の内容を補完するものとして策定します。	P6 DX推進計画・デジタル推進基本構想の位置づけ
3	計画策定においては、できるだけ早い時期に計画案の公表をおこなってほしい。	令和4年度以降の予算編成等を踏まえ、令和4年2月にパブリックコメントや、町議会への説明を実施します。	P48

2 計画書の公表 計画の見直しについて

(1) 計画書の公表について

この計画書は，神石高原町のホームページで公表します。

神石高原町ホームページ URL : ●●●●

QR コード ■□

(2) 計画書の見直しについて

この計画書は，必要に応じ内容の見直しをおこない，関係法令の改正や民間サービスの発達等による社会情勢の変化，地域課題の変化に対応します。

3 デジタル関連用語の解説と参考資料

本計画書に記載した用語について，説明します。また，参考となる資料について掲載します。

(1) 計画書に記載した用語の解説

この計画書に記載した用語について解説します。また，一般的なデジタル関連用語の解説について，総務省が提供しているサイトを紹介します。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/glossary/01.html

総務省 安心してインターネットを使うために
国民のための情報セキュリティサイト

Google 提供 検索



本計画書に記載した単語の掲載内容

記載ページ	用語	用語の解説
4	スマート自治体	一般的に「スマート自治体」とは，AI（人工知能）などを活用し，自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして，行政サービスなどを効率的に提供する自治体を意味する。 総務省が管轄している「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会（通称：スマート自治体研究会）」により，スマート自治体の「目指すべき姿」として，「行政手続きを紙から電子へ」「行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」「自治体やベンダーが守りの分野から攻めの分野へ」の3原則が示されている。

5	デジタル・トランスフォーメーション (DX)	「デジタル・トランスフォーメーション」という概念は、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された。教授の定義によると、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされている。その後、平成30年12月に経済産業省が公表した「DX推進ガイドライン」において、デジタル・トランスフォーメーションを、抽象的かつ世の中全般の大きな動きを示す考え方から進めて、企業が取り組むべきものと示した。
5	自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされている。【総務省「自治体DX推進計画」】
6	デジタル手続法	<p>デジタル手続法が成立するまでの経緯には、平成12年に成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）への取り組みがある。政府は積極的に電子政府（デジタル・ガバメント）への移行を推進してきたが、近年デジタル化の基盤となる制度の整備が進み、平成30年にはデジタル・ガバメント実行計画が閣僚会議で決定された。この計画では利用者中心の行政サービスの実現が目的とされ、単なる情報システムの構築ではなく業務改革や制度そのものの見直しも盛り込まれ、行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させることを目指している。</p> <p>デジタル手続法はこうした流れの中で、デジタル・ガバメントに向けた基盤整備と推進に向けた法整備を背景に、あくまでも個々の手続きやサービスのデジタル完結、民間サービスを含めた複数の手続きをどこからでも1ヶ所で実現する仕組みづくりとして成立したものである。もちろん利用者としては、場所を選ばずオンラインで各種手続が可能となり、同じ情報を何度も繰り返し提出しなくても済むことは大きな利便性の向上といえる。</p> <p>実現するためには本人確認や手数料納付などもオンラインで実施する必要があるが、近年発達した電子署名や電子納付の情報通信技術を活用し、システム整備も含めて方向性が示されている。また、一度提出した情報を二度提出することは不要とする取り組みにおいては、行政機関同士がオンラインで繋がり、情報を連携することで実現を目指すこととされた。従来は窓口ごとに必要としていた添付書類をできる限り撤廃し、デジタル情報を参照する形で用を成すことは、行政の業務効率向上にもつながる施策となるが、ただし原則オンライン化とはするものの、自治体においてはまだ努力義務とされており、適用除外も設けられている。</p>

6	広島県行政デジタル化アクションプラン	<p>広島県はデジタル技術やデータを活用して、県民の利便性の向上を図り、より質の高い行政サービスへとつなげていけるよう、広島県デジタル化アクションプランを策定した。到達目標（令和5年度末）として2つの目標を掲げている。</p> <p>○多くの手続・業務がデジタル化され、時間や場所を気にすることなく、必要な手続を行なったり、必要な情報を活用できたりする。</p> <p>○デジタル化により、内部の業務が低コストで円滑かつスピーディーに行われ満足度の高いサービスにつながる。</p>
8	デジタル・ガバメント実行計画	<p>官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、2018（平成30）年1月に初版が策定された。その後、2019年（令和元年）12月に施行されたデジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号））第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして、2019年（令和元年）12月20日に閣議決定され、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、2020年（令和2年）12月25日に改定された。</p>
9	I C T	<p>I C T（アイ・シー・ティー）</p> <p>Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。従来から使われていた IT（Information Technology:インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。</p>
9	地域活性化起業人	<p>総務省が実施している事業。地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組を特別交付税措置により支援する制度。</p>
10	自治体の行政手続きのオンライン化	<p>デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める取り組み。</p>
10	情報システムの標準化・共通化	<p>地方公共団体の情報システムの標準化とは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な役割を持つ住民基本台帳、税務等の基幹系システムと呼ばれるものを標準化・共通化する取り組み。</p> <p>維持管理に加え、制度改正等において地方公共団体ごとに対応が必要となるほか、地方公共団体の枠を超えて活動する住民や企業の利便性の観点から、団体ごとに規格等が異なることにより利便性の向上の妨げとなっている部分を解消する取り組み。国と地方のデジタル化を進める上で必要性が高く、早急な取り組みが必要とされる。</p>

10	A I	<p>A I (エーアイ)</p> <p>artificial intelligence の略。人工知能 (AI) と呼ばれる。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアにより人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟に処理を実行する。ディープ・ラーニングと自然言語処理に大きく依存しており、これらのテクノロジーを応用すると、大量のデータからパターンを認識させることで、ビジネスや生活における様々な難しいタスクをこなせるようにコンピューターをトレーニングすることができる。</p>
10	R P A	<p>R P A (アールピーエー)</p> <p>Robotic Process Automation の略。従来は人のみに対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する仕組み。RPA の代表的な機能は、人がパソコン上で日常的に行っている作業を、人が実行するのと同じかたちで自動化するもの。</p>
10	備後圏域の市町によるデジタル関連事業	<p>テーマ別に産業や地域活動などのデジタル化の課題を議論し、事例を共有する場です。</p> <p>『デジタル技術』で企業や地域が抱える課題の解決を行なうことを目的として設置。備後圏域の 6 市 2 町の圏域で取り組んでいる。びんご I C T 相談所では事例の紹介や Web や LINE による相談の申込を受け付け、デジタル化の一步を踏み出すことに難しさを感じている備後圏域の企業を対象に個別相談をおこなっている。</p>
14	自治体クラウドシステム (B C L)	<p>自治体基盤クラウドシステム (以下「BCL」という。) は、町の庁舎内等に設置された住民情報システムの連携用データを B C P (業務継続計画) 対策用に保管すると共に、連携データから必要な情報を取り出し、コンビニ交付サービス等の行政サービスが利用できるクラウドサービスです。</p>
16	J-LIS (地方公共団体情報システム機構)	<p>地方公共団体情報システム機構 (略称: J-LIS) は、2014 年 4 月 1 日に地方共同法人として設立された。マイナンバー制度関連システムの構築や地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を実施。主に、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードの発行・更新等に関する各システム等の行政サービスを支える基盤となる各種システムの運用を担っている。2021 年 5 月 12 日に成立したデジタル社会形成整備法 (デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律) 及び関係法律の改正により、2021 年 9 月 1 日から、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった。</p>
16	I P A (独立行政法人情報処理推進機構)	<p>日本の I T 国家戦略を技術面・人材面から支えるために設立された独立行政法人 (中期目標管理法人)。所管官庁は経済産業省。</p>
16	L G W A N	<p>総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network の略)</p> <p>日本において、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化と情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として構築された、行政機関専用のコンピューターネットワークである。運営主体は地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)。行政専用インターネットから切り離された閉域ネット</p>

		トワークであり、地方自治体など、J-LIS の認めた地方公共団体のみが接続することのできる広域通信網
16	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省が示す令和2年12月に改定された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」行政手続のオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃の増加といった新たな時代の要請に対応した改定をおこなっている。
17	バックオフィス	総務、人事、経理（財政）面など、各業務を後方支援する部署や業務。
17	業務改革（BPR）	BPR（ビーピーアール） Business Process Re-engineering の略。業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおす（リエンジニアリング）という考え方。
17	キャッシュレス決済	現金を使わずに支払いができる方法」のこと。キャッシュレス決済の種類は、クレジットカードやデビットカードをはじめ、Suica や nanaco などの電子マネー、各種プリペイドカード、急速に普及が進んでいる QR/バーコード決済などがある。
17	ウェブサイト（Web サイト）	ウェブサイトは、World Wide Web（WWW）上にあり、一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まりのこと。サイトと呼ばれることもある。
18	セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載するのが一般的。
18	地方公共団体におけるオンライン利用促進指針	官民データ活用推進基本法において、オンライン化原則が定められたことを踏まえ、地方公共団体における申請・届出等手続において、更なるオンライン利用の促進に向けた取組を進めていくに当たって、具体的施策を講じていくものとする指針。
18	電子申請システム	広島県電子申請システムは、広島県と県内市町村が利用することのできるオンラインサービス。窓口サービスとして行っている各種行政手続の受付を、インターネット上で行っている。これによって、利用者は24時間いつでも、PCやスマートフォンのインターネットを通じて、行政手続の申込を行うことが可能。
19	電子契約	自治体の電子契約については、令和3年1月29日の地方自治法施行規則の改正により可能となった。これにより地方自治体も電子署名により契約を締結することができるようになり、地方自治体の脱ハンコへの取り組みが進んでいる。

20	デジタルデバイド	情報格差（じょうほうかくさ）のこと。インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる人と利用できない人との間にもたらされる格差や国内の都市と地方などの地域間の格差を指す地域間での格差など。
24	3G 電波サービス終了	回線サービスとして本格化する 4G、5G への移行に伴い、2001 年に商用化された 3G のサービスが終了する。3G サービスが終了（停波）すると、3G 回線を利用した音声通話/データ通信ができなくなる。au は 2022 年 3 月、ソフトバンクは 2024 年 1 月の、ドコモは 2026 年 3 月末の終了が予定されている。
25	G I G A スクール	令和元年に開始された、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。
25	Society5.0	ソサエティ5.0（Society 5.0）は、日本が提唱する未来社会のコンセプト。科学技術基本法に基づき、5 年ごとに改定されている科学技術基本計画の第 5 期（2016 年度から 2020 年度の範囲）として登場した。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）を“Society 5.0（ソサエティ5.0）”としている。
27	3 D V R	3 D V R とは、3 次元の仮想現実のことで、その世界にいるかのような没入感を味わえることで人気になっている画像・動画など。撮影方法は専用のカメラで動画を撮影し、対応の P C ソフトやスマホアプリで編集・書き出しを行う。
27	E C	E C サイト（イーシーサイト）とは、自社の商品（広義では他社の商品）やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイト販売するサイトのこと。
27	S N S	S N S は、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。S N S では、自分のホームページを持つことができ、そこに個人の情報を掲載できる。メッセージ機能やチャット機能、特定の仲間との間で情報やファイルなどをやりとりできるグループ機能などの機能を持っている。インターネットに接続できる機器であれば使うことができる。
29	サテライトオフィス	企業の本社から離れた場所に設置されるオフィスのこと。勤務者が遠隔で勤務できる機能や設備が整っているオフィス。
34	プッシュ通知	スマホなどの端末に直接送れるメッセージのことで、アプリを起動していない場合でもユーザーに情報を送れるため、サービスの利用率向上などが期待できます。行政サービスでは、重要なお知らせや警報発令などの災害に関する情報を送信できるなどの活用が見込まれる。

34	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。防災マップなどの名称で作成されている場合もある。ハザードマップは土地の地形や地盤の特徴をもとに、被害想定区域、避難経路や避難場所、防災関係施設の位置などの防災地理情報を地図上に図示している。
36	遠隔診療・オンライン診療	遠隔医療の一つ。医師と患者が距離を隔てたところでインターネットなどの情報通信技術を用いて診療を行う行為。遠隔診療、オンライン診療と言われる。
36	ウェアラブルカメラ	身体等に装着し手に持たずに撮影することを目的とした小型カメラの総称。
36	生体情報デバイス	生体情報や運動情報を取得するため体に身に着けるウェアラブル端末や、カメラや温度・赤外線センサー等の環境情報を取得する機器、または医療器に通信機器を組み込むことで遠隔で情報できるようにする等の様々な手法。
36	スマートウォッチ	腕時計のようなデザインのエレクトロニクス機器で、画面をタッチして操作することができるタッチパネル搭載のモノや、アナログの文字盤の時計にメールや着信の通知、健康管理機能などを追加したモノなど、多様なモデルがある。スマートウォッチの機種によっては電子マネーのチップを内蔵し、交通機関や店舗での商品代金の支払いが可能なものもある。
36	スマートデバイス	パソコンのような従来からある汎用のコンピューター製品以外で、通信機能や簡易なコンピューターを内蔵し、ソフトウェアによる高度な情報処理機能を利用できるエレクトロニクス機器の総称。スマートフォンなどが該当する。厳密な定義は無いが、機器内部にマイクロプロセッサ（CPU/MPU）を始めとするコンピューター機能と有線・無線によるネットワーク接続機能を持ち、外部の機器やサービスと連携し、複数のソフトウェアを組み込んで使用するという汎用のコンピューターに近い柔軟で高度な情報処理が可能な機器を総称する。
36	ウェアラブル端末	ウェアラブルとは腕や服、首などに身に付けて、健康状態や行動の記録をとったりメールや着信の通知など、スマホの機能の一部を肩代わりしたりする端末。
37	PHR	Personal Health Recordの頭文字をとった略語で、個人の健康・医療・介護に関する情報のことを指す。個人の健康・医療・介護に関する情報を自分自身で生涯にわたって管理・活用することによって、自己の健康状態に合ったサービスの提供を受けることができることを目指す。
37	インセンティブ	人々の意思決定や行動を変化させるような要因のことを言うが、本計画書中では、何かを達成した際のポイント付与など意欲を引き出すための仕組み。
38	スマートメーター	通信機能などを備えたデジタル式の電力メーター。メーター自らが数値を発信し、管理システムなどですぐに確認することが可能になり、ライフラインに異常が発生した際など、早期の対処が可能となる。
38	リテラシー	物事を正確に理解し、活用できること。情報リテラシーとは、膨大な情報源にアクセスし、その中から自分の得たい情報を効率的に探し出し、適切に活用できる能力。

(2) 参考資料

【第2章 関連】

- ア. 総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000727132.pdf



- イ. 広島県行政デジタル化推進アクションプラン

広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/digitalactionplan.html>



- ウ. 総務省 デジタル・ガバメント実行計画

総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000770540.pdf



- エ. 地方公共団体におけるテレワークセキュリティガイドライン 第5版案

総務省 HP https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00094.html



- オ. 地方公共団体におけるオンライン利用促進指針

総務省資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000696376.pdf



【第3章関連】

カ. 広島県DX推進コミュニティの取り組み

広島県DX推進コミュニティ HP <https://hiroshima-dx.jp/>



キ. 産業・地域活動向け 「びんごデジタルラボ」の取り組み

びんごデジタルラボ HP <https://www.bingo-dx.jp/>



計 画 策 定 年 月 日 : 令 和 4 年 3 月 1 日 令 和 3 年 度 第 12 回 神 石 高 原 町 経 営 戦 略 会 議
「D X 推 進 会 議」

策 定 会 議 (調 整 会 議) : 令 和 4 年 1 月 28 日 (作 成 最 終 会 議)

策 定 担 当 課 ・ 室 : 未 来 創 造 課 デ ジ タ ル 推 進 室

公 表 日 : 令 和 4 年 3 月